



ページ出ているんです。

それでは、そもそも社会福祉基礎構造改革とは何ぞやということについて、大臣のお考えあるいは今度の法案を出した基本的な考え方についてお述べいただきたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) まず、今回の社会福祉制度でございますけれども、障害者の方々、高齢者の方々、さらに児童などの対象者ごとに委員御案内のようにそれぞれの、例えば身体障害者福祉法であるとか老人福祉法などかそういうような法律が定められておるわけでございます。これらはあくまでも個別の福祉分野の法律として規定されておるわけでございますけれども、今回の社会福祉事業法の改正を通じまして、個別の福祉分野にまたがります共通的な法律として社会福祉事業法がある、ますこのように位置づけておるわけでございます。

もう御案内のように、社会福祉事業法といたしましては、規制それから助成すべき事業の範囲の決定であるとか、さらに社会福祉事業を行うことを目的とする法人である社会福祉法人についての規定の整備、こうしたことなどを内容としたしております。

委員が御質問になりましたいわゆる社会福祉基礎構造、これは御案内のように、このような社会福祉事業や社会福祉法人などそれぞれの福祉に関する法律の土台としてこういうものがある、こう認識をいたしておりますわけでございますし、その意味するところは、すべての国民が人間らしく生活できるようにするための社会福祉に関する共通的な法整備である、このように考へておるような次第でございます。

○今井澄君 そのところが非常にあいまいだと思っています。

今回のことについては、具体的なスタートは、平成九年八月二十八日に社会福祉事業等の在り方に関する検討会が設置されたところから始まって、そこで秋というか暮れには主要な論点が公表され、そしてそれに基づいて、今度は中央社会

福祉審議会社会福祉構造改革分科会というところ

で中間まとめが翌年六月に行われ、その中間まとめを公表した上で、いろいろな意見を聞いて、暮れに追加意見というのが出てきたわけですね。その中にも書いてあるわけですが、社会福祉の基礎構造というのは、「社会福祉事業、社会福祉法人、福祉事務所など」と書いてあるわけです。それが二つあるわけですね。私がその定義自身が極めてあいまいで一画面的と言えると思う。「など」の方に実は大事な問題も含まれている。

後でもお話ししますが、この社会福祉事業、例えばその中でも、児童福祉法でその対象者となっているのは、二百万人近くの保育園児がいるわけです。ところが、この保育園の保育事業というのは福祉事業なわけですから、それは今市町村との契約でやっているわけです、この前の改正で。そうすると、基礎構造としてそれを支えている事業団体あるいは責任団体、各種の団体としては行政、市町村というのはどうしてもあると思うんですね。福祉事務所を通じて入所するわけじゃないでしょ。そうだとすると市町村もあるわけだと思います。

それから、本当に基礎構造というのだったら、NPOというのは今非常に大事な問題として登場してきているわけですね。介護保険たってそのことに期待している。あるいは農協とか。そうだとすると、それを支える基礎構造としての事業体などがあるわけでございます。

これまでの戦後の我が国の社会福祉の改正といいますか改革というのは、どうも保育所とか介護保険とかいうような上部、上にある各個別法の充実というものを意を注いでまいりましたので、本来はその共通的な仕組みというもののについて、ともすれば後回しになつて今日に来たんじゃないのか。上のものと下のものとが相矛盾と言つてはなんですか。上のことと下のこととが相矛盾と言つてはなりませんけれども、整合性がとれないという部分が生じてきているわけでございます。

そのような観点から、私ども、そのような各個別法にまたがる全般的な共通なものについて、基礎構造ということで今回見直しの作業に入った

組みのほかに「社会福祉事業」という言葉が最初に来ているんですが、これが非常にあいまいなんですよ。社会福祉事業の中には一体何が入るのかということですね。

今度の法律を改正するに当たって、この社会福祉事業の中でも既にこの間、老人関係は介護保険法というので一つの独立した体系として、実は二十一世紀を切り開く大事なシステムとして、ある意味では模範的な、先導的なシステムとして今始まっているわけです。

そうなりますと、そういう点でも一度、この社会福祉基礎構造改革とほんとうたつてありますけれども、一体何をイメージしようとしているのか。社会福祉事業という言葉が一方であり、一方に社会福祉法人、福祉事務所という事業体とかいろいろなそういう組織体が並んでいます。事業という抽象的なものと事業体とあわせて全体を基礎構造というのはどういう意味なのかについてもう一度ちょっとお尋ねしたい。

○政府参考人(廣谷茂君) 私ども、社会福祉の基礎構造改革ということに着目をいたしまして今回の改正の検討に入つたわけでございますけれども、その趣旨といたしましては、各個別法の基本にそれぞれ社会福祉共通の、例えば理念、行政組織、財政的な仕組み、それからいろいろな人を支えるマンパワー、または事業主体、そのようなものがあるわけでございます。

これまでの戦後の我が国の社会福祉の改正といいますか改革というのは、どうも保育所とか介護保険とかいうような上部、上にある各個別法の充実というものを意を注いでまいりましたので、本来はその共通的な仕組みというのについて、ともすれば後回しになつて今日に来たんじゃないのか。上のものと下のものとが相矛盾と言つてはなりませんけれども、整合性がとれないという部分が生じてきているわけでございます。

そのような観点から、私ども、そのような各個別法にまたがる全般的な共通なものについて、基礎構造ということで今回見直しの作業に入った

わけでございます。

○今井澄君 今のことでもちよつと大臣あいまいなんですね。基礎構造というのが、そういうふうに言う意味では事業体とか個々の事業、あるいは事業を行つてある施設というふうに考えれば、それは一つの基礎にあるものですね。それはそれでいいんですけども、社会福祉事業といふと、そのあり方、いわゆるこの中に大きな流れというものは措置制度から利用制度へということだと思います。それはある意味で仕組みなんですね。この仕組みと基礎構造という構造との関係については、これは大臣、どういうふうにとらえたらい

いんです。それはある意味で仕組みなんですね。この仕組みと基礎構造との関係については、これは大臣、どういうふうにとらえたらい

を得ないわけでございます。基本的な流れといったことは、申し上げたような中においてきちんと 社会福祉構造の根っここの部分をもう一度見直していきましょう。こういうふうに考えておるよ うな次第であります。

○今井澄君 根っここという表現になりますと、根っこというのは非常に大事なものであると。それがすべての始まりだということになるので、私はどうもそうじゃないんじやないかというふうに、先ほどの局長のお話やいろいろ見ても思うんです。

そもそも、社会福祉についてはいわゆる措置制度ということで、一部の気の毒な人がいるからそれはもう本人の希望の有無にかかわらず、これは行政の責任として、あるいは政府の責任、政治の責任として面倒を見てあげましょうということで戦後やつてきたんだけれども、そういう時代ではなくなってきたということで、国民であればどなたでもこういうサービスを利用したいと申し出でいただければその人が利用できるような仕組みをつくりていこうというふうな考え方がこの間の大きな流れだと思います。

これは大臣とから一緒にやらせていただきました介護保険制度をつくつくる過程ですが、あれはそもそも一九九四年、堂本さんなんかも一緒に山口恵子さんとか岡本祐三さんとか山口昇さんとかあいう人たち、それから大森彌さんが座長でしたか、高齢者介護・自立支援システム研究会というのが厚生省にできてその報告が出されて、それを与党福祉プロジェクトで検討して、その中に措置から利用主義へという理念がまことに出てきたわけですね。これはある意味で非常に大きな考え方の転換。

それに前後して、大臣も多分委員をやっておられたと思うんですけれども、私も社会保障制度審議会の委員をやって、隅谷会長のもとで二十五年ぶりの勧告を出した。それは、社会保障制度審議会はこれから大きく転換しなきゃいけないと、いわゆる利用主義的な、だれでもが選択で

方で転換してきたのがこの間の数年というか、六年七七年だったと思うんです。

だから、私は、どうも基礎構造改革といいますと仕組み、あり方の改革であるのかなというふうに思つて今までのこの法改正のことにも取り組んだわけです。ところが、そうじやないと。いろいろな各法があると。それを基礎に、基礎にというか下を支えているのが実は根っこではなくて、それを実際にやつている施設だと事業だと主體だとかいうものが、社会福祉法人があつたり福事務所で扱つたりというふうなことなんだというふうに私は理解しなければいけないのかなど最近思つてきて、そうだとすると、根っここというよりは、そこから何が生えてくるといういやなくて、むしろそのシステム全体を具体的に実施していく仕組みといいますか、そういうものが基礎構造なのかなと、こういうふうに理解したわけです。

そうしますと、私は、できればこの審議が終わるまでの間に、何かもう少しわかりやすく基礎構造とは何なのかと。だから社会福祉事業といふには、例えばこれは各種のこういう事業があります。それは端的に言えば非常に縦割りなんですね。社会福祉の事業をやつている施設だけでも厚生省から資料をいたいでいるよう何十種類とあるんですね。何とか通所授産施設とか、何とか入所施設とか、何とか保護施設とか、何とか部縦割りなんですね。精神障害と知的障害と身体障害、全部縦割り。そういうのをやっぱり統合した方がいいんじゃないか。複合化した方がいいんじゃないか。これも場合によつては基礎構造の改革なんじやないですか、今言つている基礎構造という意味では。

あるいはさつき言いましたように社会福祉法人、福祉事務所のほかに市町村そのもの、それからNPO、そういうものもその基礎を支えているものだとすると、その辺ちょっと整理して一度お示しいただいた方がいいのかなというふうに思つております。

思つております。

ところで、そういうふうに理解しながら進めようとすると、またまたこの間のこの検討会や審議会の分科会の中の表現で気になることが出てくるんですね。社会福祉というのは一体何かというとをどう定義しているのか。

そうすると、端的に言うと社会福祉というのは、かつては一部の気の毒な人、特に戦後始まつた段階では戦争による身体障害者、そういうふうな人でから戦争による身体障害者、そういうふうな人がつたのは、そこから何が生えてくるというふうなことから始めています。そういう人たちを対象として、とにかくこなつては、そこから何が生えてくるというふうなことなんだというふうに私は理解しなければいけないのかなど最近思つてきて、そつだとすると、根っここというよりは、そこから何が生えてくるというふうなことなんだというふうに私は理解しなければいけないのかなど最近思つてきて、そつだとすると、根っここというものが一方にあると思うんです。

これは国の責任でやるんだということから始めて、一般のすべての国民のためとなってきたとすると、そこに社会福祉というか社会保障のそういう普遍化というのが一方にあると思うんです。

しかし、この主要な論点の中にはこういう記述もあらんですね。個人の自己責任にゆだねることが適当でない生活上の問題に関して、社会連帯の考え方方に立つた支援を行うことにより自己実現と社会的公正の確保を図ると。すると、そういうふうに社会福祉なり社会保障なりの概念が広く転換してきた一方で、ここに書いてあることは、個人の自己責任にゆだねることができない。やっぱり国なり公の立場で支援しないとやつていけない人たちがいるんだから、その人のためにはやはり手厚くやらなければいけないですよと、これは書いてあるんですね。

そうしますと、今度のこの法改正は、基礎構造の改革とか措置制度から利用制度への転換と一方で大きな旗を掲げながら、今回はそのうちの一部、そうはいつても自己責任でできない人たちの部分について改革するんですよと、何かそういうことのなかな。事実そうなんじやないかと思うんであります。その辺、どうなんでしょうか、今回の改革と大きな流れの変化について。

そうしますと、今度のこの法改正は、基礎構造の改革とか措置制度から利用制度への転換と一方で大きな旗を掲げながら、今回はそのうちの一部、そうはいつても自己責任でできない人たちの部分について改革するんですよと、何かそういうことのなかな。事実そうなんじやないかと思うんであります。その辺、どうなんでしょうか、今回の改革と大きな流れの変化について。

○國務大臣(丹羽雄哉君) まず、基本的な認識でございますが、委員が御指摘のように、現在の社会福祉制度というのは、戦後の復興期におきましで、貧困者であるとかそれから身体障害者であるとか、適当な言葉かどうかわかりませんけれどもいわゆる戦災孤児、こういう方などを対象にいたしまして行政の方から「画」的な形での給付サービスが行われてきた。しかし、昭和三十年代から我が国において、大変豊かになつてまいりまして、例えば年金にしろ医療にいたしましても、特定の限られた方々から国民全般を対象にするような社会保障制度というものに変質をしてきております。

そういふ中において、特に今月四月にスタートいたしました介護保険でこれを先取りする形でござりますけれども、あくまでも福祉サービスというものは恩恵的な施しではなくて利用者と事業者というものが対等な立場の中で提供されるべきものである、まずこういうような認識に立つて今後の社会福祉のあり方というものを変えていくことは、これまでの立場でござりますけれども、あくまでも福祉サービスというものが対等な立場の中で提供されるべきものである、まずこういうような認識に立つて今後の社会福祉のあり方といふものを変えていくことは、これまでの立場でござります。

ただ、このような状況に対応して、国民全体を対象といたしまして、個人がそれぞれ人としての尊厳を持たなければならぬわけでござりますが、委員の御指摘のように、率直に申し上げて、今後の社会福祉のあり方といふものを変えていくのについてこれない人もいるんじやないか、こういうところがまさにあるわけでござります。

そこで、私どもといたしましては、いわゆる措置的なサービスといいますか公的サービスといいうものがそれによって減退することがあつてはならない、こういう考え方方に立ちまして、基本は今申し上げたような流れの中でござりますけれども、障害者の方々などにそれによつてこれまでの公的サービスといつてもが低下してはならないといふものについては、私どもは今までと同様に、それ以上にこういうものをきちんとと保障していくべきです。このように御理解をいただければ幸いと思つてます。

○今井澄君 どうも私もそういうことじやないか

四

と思ふんです。非常に大きなか全体の記述書きを抜く  
例えば大きな船の設計図を描くんだけれども、実  
はその船上る人の一部がとりあえず川を渡るた  
めの小さな船を現実には建造するのが今回の法改  
正なんだ。そういうふうに理解するのが一番わ  
かりやすいような気がするんです。大きな設計図  
の説明を受けそのことばかり見ていると、今度の  
法改正の内容がよくわからないという感じがする  
んですね。

障害者虐待四十人を引くと総計四十万人だから、大きく構えただれども、今回はとりあえずその四十万人、施設あるいは事業所にすると幾つでしょうか、そういうものについて部分的に手をつけますよということじゃないかと理解しております。

者のためにも、そしてそういう立場に立つていらっしゃる方々のためにも最も適切である、私どもはこういう観点に立つものでございまして、特例という言葉が適當かどうかわかりませんけれども、あくまでも利用者本位の立場に立つた上でのこのような措置をとらせていただいた、このように御理解を賜りたいと思っております。

○今井謙君 厚生省の方に、現在の施設に着目を

な論点の方では、それを市場原理の活用といふとまとめていんんですね。ところが、それが中間まとめになりますと、今六つの論点のはかにもう一つ、利用者の負担の問題というのがもう一項目起こされて出てくる。主要な論点、最初に出た検討会の方のものをもう一度ひっくり返して見てみるとおもしろいんですが、六つの論点にまとめた後に生活保護制度のあり方の検討で、う二つが独立して項目にやなくてす記述

一番上を見ますと、総数としては、施設数は何と六万六千近くある、そこに入っているなり通つてゐるなり利用している人は約三百七十万人いる。こういう今の社会福祉の実際の事業展開といふ中で措置制度から利用制度への転換を図つて、こうという今回の法改正があるということなんですね。

しかしそうはいつでもなかなかそれだけではやつていいけない人もあるので措置制度のまま残すところもあるけれども、部分的に利用主義に行けるところは行つたらどうだろうというのが今回の法改正の対象だと、こういうふうに理解していくで下さいか。

ふうなこと、これについてもうちよつとはつきりさせていただいた方が議論がしやすいと思うので、お願ひをしたいと思います。

そこで、そういうふうに大きな図面を描きながら、実はとりあえず小さなものをつくる、「改正する」ということがこの構造なんだろうと思ひますけれども、やはり基本的な改革の方向はこういうこと

ながら、基本的な改革の方向は市場原理の導入ですという、この間の矛盾というのがずっと解決されないままにこの検討会でも審議会の分科会でも来ているし、今度出された法案の中でもそのことが解決されていない。実はこれが非常に問題だと思うんです。

そういうふうに大きく構えた中で、例えば上か  
ら一番目の老人福祉施設、一万九千余りで三十八  
万人。これは介護保険制度で別にもう動き出して  
いるわけです。だから、少なくとも今度の法改正  
の対象にはならないわけですね。それからずっと  
来て、真ん中ぐらいの児童福祉施設の中に通所施  
設として括弧書きで保育所とあります。が、保育所  
が二万一千余りあって、そこに通っている人が百  
五十万人余りということになりますし、ずっと下  
の精神障害者社会復帰施設は、今回は精神障害者  
の問題はほとんど触れられていないわけで、ここに  
に通っているのは八千人。そういうことを引いて  
いきますと、全体の二百七十万人ぐらいの中から  
介護保険の対象者として別にもう動き始めている  
三十八万人、保育園の百九十万人、それから精神

三十か三、四十、こんなところかと思うんですですが、大臣、いかがでしようか。  
○國務大臣(丹羽雄哉君) ほば同じ認識に立つものでございますが、先ほど申し上げましたように、基本的にはこれまでの措置制度から、繰り返しになって恐縮でございますけれども選択利用制度と。そういう中において、よりよい福祉のサービスの充実を図っていくんだと。しかし、そうはいつても、今、委員も御指摘のあつたように、その船に乗り切れない部分があるんじゃないかと。今後、そういう方々であるとか、そういうような面がどういうふうにこれから変化していくかということも十分に見きわめなければならないわけでござります。

とで、主要な論点とか中間まとめとかでまとめられて いるものの中では、先ほどから大臣お話しの ように、主要な論点では六点にまとめられており ます。それから中間まとめでは七点にまとめられ ております。

その中では、一つは、利用する者とサービスを 提供する者が対等な関係に立つんだとか、ばらば らではなく総合的に支援するんだとか、そのサー ビスの質が問題になるし効率性も高めなければ ならないとか、それからサービスの事業者が今は特 定の限られたところ、社会福祉法人とかですが、 参入を促進するんだとか透明性を確保する、情報 公開ですね、それからもう一つは福祉文化、地域 でそういう活動を総合的に展開することで支え合 う心を含めて福祉文化を形成するんだとか、こう

六月十七日に「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」を出した。ところが、その後十二月に、今度は追加意見というのを出している。これは別に異例というわけではありませんけれども、非常に今回のように改正案に特徴的なことだと思うんですね。

現に、その間、追加意見を発表するまでに何をやられたかというと、厚生省が中心になつて各種団体のヒアリングをやられたわけですね。これは、事業者団体だけじゃなくて障害者の各種団体のヒアリングを丁寧にやられた。そして、その結果追加意見というのが出てきたわけです。この追加意見に出ている一番特徴的なことは何かというと、公的責任が後退するんじゃないかなと。市場原理の導入だとか自己責任だとか対等の関係、利用主義

なんて言いながら、公的責任が後退する、負担もふえるんじやないか、この心配があるから、中間まとめの後、そういう作業をとつて追加意見としてその点で出したんだと思うんですね。

今この改正に伴つて一番問題になつてているのは、公的責任それから負担の問題だと思うんですが、大臣、いかがですか。その辺が一番みんなが心配しているところだと。

○国務大臣(丹羽雄哉君) まず、前段の市場原理の問題にちょっと触れていただきますが、これはあくまでも、委員も十分に御承知のことと存じますけれども、利用者と事業者との対等な関係に立つ市場原理、こういうもとでござりますので、当然のことながら利用者のみずからを選択によってよりよいサービスを利用する、こういうことで事業者間におきます適正な競争が行われる、こういうことによりまして質のサービスが確保される、こう考えておるわけでございます。

また、こういったものを、先ほど来御心配なさつていらっしゃるような、例えば障害であるとか老齢であるとかこういった方々の、ハンディを背負つておられるとか各个方面に対する必要なサービスについても、権利擁護制度であるとか、それからいわゆるサービスを必要とする障害者の方がやむを得ない事情によつて契約によるサービス利用ができないような場合に備えて措置制度もセーフティーネットとして残しておる、こういうことを申し上げたわけでございます。

そこで問題は、いわゆる今回の改正によりまして公的責任が縮小するのではないか、こういうような御懸念でござりますけれども、これまでどちらかといいますとむしろ国、地方自治体というものの責任というものを今回の法改正を通じてさらに明確にいたしておるわけでございます。

今回の改正におきましては、国及び地方公共団体は、まずは一つは、福祉サービス提供体制の確立の確保、つまり、これはある意味でいうと基盤整備でございます。それからもう一つは、福祉サービスの適切な利用の推進、まさに利用者のことを

十分に配慮してやりなさいよ、こういうことでござります。こういつたような施策を行わなければならぬ責務があるということを、法文上、現行的責任が縮小したり後退するということはあります。法よりもむしろ明確に今回の法改正によって明記させていただいておる、こういうことでございまして、これによって委員が御懸念のいわゆる公的責任が縮小したり後退するということはあります。せんし、また現にそういうことがあつてはならぬ、こう考えているわけでございまして、先ほどから申し上げておりますように、いわゆるサービス提供のための公費水準については、現行の水準から後退がないように予算措置も十分に講じておる、こういうところでございます。

〔委員長退席、理事山崎正昭君着席〕

○今井澄君 や、実はそのところなんですね。

今そういう御答弁があつたわけですが、これはまた後で堀委員や、引き続いてまたいろいろ我が会派の方からも御質問を具体的にさせていただくことになると思います。

○今井澄君 いや、実はそのところなんですね。

その公的責任の問題ですけれども、同僚の佐藤委員が本会議で質疑を行つたときに、公的責任が後退してしまうのではないかという不安、疑惑もあります、それからまた、利用者負担のあり方についても伺いますということで、それからさらに障害者の所得保障の問題についてもお聞きをしていきます。ところが、それに対する大臣の御答弁は、例えば公的責任のところに対する答弁は、この第六条には財政的なことが書いていません。第六条以外に、国、地方自治体の責務で財政的あるいは経済的に社会福祉の推進のために例えば予算を確保するよう努めなければならぬとか、そういう条文はありますか。

○政府参考人(辰谷茂君) ただいま先生のおっしゃいました、どのような場合に支援費を支給する旨明らかにいたしておるところでございます。

今、大臣が引用された、今度改正される、社会方公共団体は、福祉サービスの提供体制の確保などに関する施策を行わなければならぬ責務があることを明確にいたしておるところでございます。

○今井澄君 そうしますと、やっぱり皆さんが心配するのはわかるんですね、この法律を見ましてなったのは基盤整備。これについての国の責任のことは六条にも書かれておりますし、大臣の今の御答弁にもありましたし、それから本会議での御答弁にもあつたんです。

ところが、もう一つ利用者が心配しているのは、財政措置もするというお答えがありましたけれども、そこが実は当面利用者にとって一番心配なところで、多分国民福祉委員会の先生方のところには毎日アクセスが入つてくると思いますけれども、そのアクセスが入つてくるのもそのところにあるんですよ、公的責任を逃げていくんじゃないのかと。

だから、基盤整備のことはわかりました。条文にも書いてある、大臣の本会議の答弁でもきょうの御答弁でもあつた。しかし、財政的なことは本会議の答弁にはないんですよ。負担の問題については従来どおり応能負担がということなんですが、果たしてそれで確定なんでしょうか。

また、この第六条には財政的なことが書いていません。この第六条以外に、国、地方自治体の責務で財政的あるいは経済的に社会福祉の推進のために例えば予算を確保するよう努めなければならないとか、そういう条文はありますか。

○政府参考人(辰谷茂君) ただいま先生のおっしゃいました、どのような場合に支援費を支給するかという要素についてはいろいろと書いてござりますけれども、多分先生の御質問の自己負担の割合とかいうような規定は設けておりません。

○今井澄君 そうしますと、やっぱり皆さんが心配するのはわかるんですね、この法律を見まして非常に大事なことは、本当に利用者にとってよくなるということは、まず選べるだけのサービスがたくさんあるということですね。いわゆる基础设施整備については国、地方自治体は責任がありますよ、頑張らなければなりませんよ。だけれども、そのお金の問題ですね。だって、現に先ほども、くどいようですが、読み上げましたこの検討会の中にもある、個人の自己責任にゆだねることが過当でない生活上の問題に関して社会連帯の考え方方に立つた支援を行うことにより自己実現と社会的公正の確保を図るというのが一つ今回の中の目玉というか主眼でもあるとすれば、これは公的責任において、とりあえず措置費は減らさない、支援費と名前が変わるのは今までと同じ財政措置をするというわけですから、そのことがどこか法律の条文にないと、施設整備のことだけでお金のことは書いていないとなると、これはやっぱり利用者の皆さんが不安に思うのは当たり前じゃないですか。どうでしょう、大臣、そのところはどうなんですか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 当然のことながら、現行水準を維持し堅持していく、こういうふうに御理解を賜りたいと思っております。

○今井澄君 現行水準を維持するという、これは大臣の責任ある答弁だと思いますので、大臣がかわってもこれはそだと思うんですが、しかし施設整備のことはちゃんと法律に書いてある、第六条。ところが、財政措置のことについては法律には書いていないとなると、これはやっぱり差があるな、いずれ取られるんじゃないだろうかな、こう思つわけですよ。

しかももう一つは、介護保険制度という制度がもうスタートしているわけです。あれは利用料の自己負担だけじゃないです、保険料も負担するシステムになつていてるんですね。そして、この改革のスタートは、やっぱりあの老人福祉制度を改革しようというところから始まつたと思うんです。

社会保険制度審議会の勧告、そういうものに基づいて介護保険制度をつくった。今、奥深でかつ最も大きな、児童福祉もありますけれども、お金もかかるし人数も多い老人福祉の問題を介護保険制度でスタートさせた。そうすると、今度の社会福祉基盤構造改革などと、やっぱり介護保険と同様にいすれ保険方式になるんじゃないだろう

か、自己負担だけじゃないんですよ、そういう不安というのは、不安かどうか、みんなそういう予感というか、そういうものを持つてくるんじゃないでしょうか。

だから、ある事業は措置制度のまま残す、ある事業は今回利用制度に変えるけれども保険料は取らなければいけない。だから、ある事業は措置制度のまま残す、ある事業は今回利用制度に変えるけれども保険料は取らなければいけない。だから、ある事業は措置制度のまま残す、ある事業は今回利用制度に変えるけれども保険料は取らなければいけない。だから、ある事業は措置制度のまま残す、ある事業は今回利用制度に変えるけれども保険料は取らなければいけない。

いざれそうなつていくんじゃないだろうかと思うのが常識だと思うんですが、大臣、その辺、基本的にはどういうお考えでいらっしゃるか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 障害者の福祉サービスの利用につきまして、今、委員の御指摘になつた点でございますが、当然のことながら必要な改革といふものは進めていかなければならぬわけでござりますけれども、例えば介護保険制度への移行を視野に入れるかどうかとか、こういつたような問題につきましては、当然のことながら障害者の当事者の皆さん方や関係団体の皆さん方の十分な御理解をいただかなければ進めていくわけにはいかないわけでございますし、私どもとしては、今後とも障害者の方々が安心してサービスが利用できるよう仕組みをする、こういう観点に立つて進んで検討をしていく必要がある、このように考えております。

○今井澄君 もちろん利用者の方々、それと広く国民の意見を聞きながら納得できるような改革を徐々に進めていかなければならぬと思うんですが、ただし改革の方向というのは、先ほどから何回も申し上げておるよう、市場原理の導入だ、利用主義だということでもうそれはしかれやつているわけです。そうなりますと、あとはどの分野からどういうスピードでいかかという、そのことに關心が現実的にはもう来ているというのは事実なんだろうと思うんです。だから、それだけ心配も多いんですよ。

それだけに、今度の法改正は、多くのことを政省令事項に残したまま、あるいはどの事業は利用主義にするんだ、どの事業は措置制度に残すんだ

ということが余り明確にならないまま基礎構造改革ということだけが、ほんと理念だけが前に出ているから、余計見えにくい不安をあおっているというのが問題だと思うんです、あるいは精神障害の問題はまさに置かれていたいるということもありますし、そういうことで、私はもう一度これは整理し直さないと何か不安が出てくると思うんです。

そこで、実は私も基本的には、もしできるならば措置制度ではなく利用制度の方がいいと。介護保険が始まつてわずか一ヶ月ちょっとですけれども、この中で既にそういう意味での成果、権利性の意識とか、これは苦情の申し立てという形でも現実にあらわれているわけです。それからもう一つ、地方分権ということで非常に地方がやる気になつてきているという意味では、非常に大きな成果が上がつてきているという意味ではこの福祉の今回の改定も、かつての福祉六法の改正に続き、事業を拡大しその総合化を図ると同時に地方分権を進め、またその中の権利性もはつきりさせていくことは基本的にいいことだと思うんです。

しかし、例えばこの前、高額所得者の番付が発表になりました。あの中に乙武さんの名前があつたわけですね。非常にしばらくしたことだと思うんですけど、障害を持ついても頑張る、頑張れるといふことで非常に大きな希望を与えてくれて、高額所得者の名簿にまで名前が出ると。そういう方は

所得者の名簿にまで名前が出ると。そういう方はやつぱり頑張つてもらいたいし、そういう方が頑張れるような環境を整備するのが我々の役目でもあります。

あると同時に、しかし一方で、先ほどから何回も申し上げておるよう、市場原理の導入だ、利用主義だということでもうそれはしかれやつているわけです。そうなりますと、あとはどの分野からどういうスピードでいかかという、そのこ

とに關心が現実的にはもう来ているというのは事実なんだろうと思うんです。だから、それだけ心配も多いんですよ。

それだけに、今度の法改正は、多くのことを政省令事項に残したまま、あるいはどの事業は利用主義にするんだ、どの事業は措置制度に残すんだ

有名な方とかいろいろいるわけですから一概には言えませんけれども、私も長年地元の知的障害者やそういう人たちとのおつき合いを医者としてもやつてくる中で、これまでそういう方たちの所得の問題でも生活上の問題でも施設に預けながら

全部親が最終責任を負っていたわけです。今、何が問題かと。親亡き後の心配というの

この方たちの最大の心配になつてきているわけです。そうしますと、親亡き後の何かといったら、一つは施設とかそういうものと同時に、所得保障なんだと思います。

そうしますと、障害者について、その生活の実態あるいは家計の実態、あるいは労働、社会参加の実態等を丁寧に調べて、どういう障害種別で、どういう人たちが、どういう条件を与えれば自立ができるのか、あるいは条件を与えてもなかなか自立できない、収入を得られない。そういう状況になつた上で、どういうところに手を差し伸べる人々がいるのかということを明らかにしなきゃいけないと思うんです。

これは、この前、年金のときでもいつでも、私はこの三年間ほとんどこの委員会でいつも言ひ続けていましたが、今、手を差し伸べなければなりません。障害を持ついても頑張る、頑張れるといふことでもう大きな希望を与えてくれて、高額所得者の名簿にまで名前が出ると。そういう方は

所得者の名簿にまで名前が出ると。そういう方はやつぱり頑張つてもらいたいし、そういう方が頑張れるよう環境を整備するのが我々の役目でもあります。

あると同時に、しかし一方で、先ほどから何回も申し上げておるよう、市場原理の導入だ、利用主義だということでもうそれはしかれやつているわけです。そうなりますと、あとはどの分野からどういうスピードでいかかという、そのこ

とに關心が現実的にはもう来ているというのは事実なんだろうと思うんです。だから、それだけ心配も多いんですよ。

それだけに、今度の法改正は、多くのことを政省令事項に残したまま、あるいはどの事業は利用主義にするんだ、どの事業は措置制度に残すんだ

うことを調査してやるべきだというふうに申し上げたんですが、その辺はどうでしょうね。今度の社会福祉事業法等の改正をするに当たつて、きっと厚生省としてもその辺、実態調査や新しい考え方、そういうことを打ち立てる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○政務次官(大野由利子君) 今回の改正によりまして新たに支援費支給制度というものが導入されることになります。公費によりサービスの提供は行うわけでございますが、従来の措置制度と同様、利用者の所得に応じた応能負担によつて利用者の負担を求めているわけでございますので、個々の障害者の方々の支援費の額を決定するに当たりまして、市町村がサービスを利用する障害者本人、それから生計を同一にする方の扶養義務者の所得の状況については調査をしてその上で支援費の額を決定する、こういうふうなシステムになつております。

なお、一般的に障害者についての生活実態や家計実態につきましては、厚生省において身体障害者の方また知的障害を持つてゐる方々については五年に一回ずつ実態調査の中で、サンプル調査でございますが、やつております。その結果についでは今後とも障害者保健福祉施策の推進の中で生かしてまいりたいと思いますし、身体障害者の方の実態調査は次は明年、来年行うことになつておりますし、また知的障害を持つていらっしゃる方につきましてはことし実態調査を行ふ、こういう予定でございます。

調査項目の中身等々につきましては、団体の方々の御意見をしつかり踏まえながら、この調査項目の内容については今後さらに検討をしてまいりたい、このように思つております。

○今井澄君 そういう点は比較的きめ細かに社会・援護局の方では行われているのかもしれないなどということを、あるいは障害保健福祉部で行つてゐるのかもしれないなという御回答をいたしましたが、実は介護保険のときも、保険料を

いたく、利用料をいたく、それをどう减免するかというときの低所得者のことを随分しつこく私は申し上げたと思うんですが、老人保健福祉局でも何人かの専門家に相談を始めたという御回答をいただいたんです。

社会・援護局あるいは障害保健福祉部の方でそういうふうな実態をきちつと把握して、本当に手を使い伸べるべき人は、自己負担をいただけない人はどこに、どういうふうにしているのかという調査をされる、それはそれでいいと思うんですが、一方でまた、この障害認定というものが前提になつていて、障害認定から外れるような人、例えば難病、内部障害の人なんか、なかなかこの障害認定が難しいという面もありますね。

〔註〕(脚注) 厚生省長官見解  
「社会福祉の事業を展開していく上で厚生省、省を挙げて所得捕捉の問題とか低所得の問題とか、あるいは逆に今リバースモーゲージ、資産をどうするかということがあるんですが、やっぱりそういうことはきちっとやらなければならないと、こういう政策の

転換をしていく、自立と自己責任に基づいた利用主義にするというときにはどうしてもいけないと。思うんですが、大臣、ひとつ省を挙げてそういうことに取り組んでいただくわけにはいかないでじょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) さまたまな問題を抱え  
ておりますし、また個々のケースがござります。  
そういう中で、なかなか現実問題としてこういつ  
た問題についてどういうような切り口で進めてい  
くかということは難しいことだと思いますが、委  
員の御提言は厳粛に受けとめさせていただきた  
い、こう考えております。

○今井澄君 そこで、実は最初の検討会の中にも  
生活保護制度のあり方を検討する必要があるとい  
う記述があるんですが、その後、余りにも大きな  
問題であるせいか時間が足りなかつたせいか、生

活保護制度について手がついていないわけですね、その改正問題。今回も生活保護法の一部は改正するにしても、生活保護法、保護制度そのものについてこれから介護保険制度的なものにしていくのか、これは実は介護保険の側からも問題があるわけです。

私ども民主党は、介護保険の今度の見直しのときには、六十五歳という年齢で切って、一号被保険者、二号被保険者というのはやめるべきだとう考え方を今までつまづつあるんです。保険料を払った人はあまねく介護サービスは受ける権利がある、こういうふうにしていかなければ制度としての一貫性がないと思ってるんですが、そうすると、障害者の中に介護保険制度を持ち込むことになるんですね、現にもう保険料は四十歳以上はいただいているわけですから。そこで、この生活保護制度についても見直さなきやいけないと思っています。

これは、日本の生活保護制度はある意味できっとされているというか厳しくやられていると、いうか、欧米諸国なんかを見ると、特にイギリスと比べると対象人数も使われているお金も十倍近く違うという事実があるわけです。日本の生活保護制度は、ある意味で厳格過ぎるという批判もあるし、ある意味では厳格に運営しているからモラルハザードを起こしていない、きつちり戦後ずっと破綻したことなく行われてきたという見方でもうかるかもしれないんです。

私は、これはある意味で所得、資産の調査をしてきちっとやる生活保護制度があること自身は否定しません。だけれども、一時的に何らかの理由でどうしても収入がない、そのときに資産を売ってしまうと実はもう一度正常な生活に復帰できぬい、あるいは、補助を受けながら例えば車がどうしてもそのためが必要なんだ、仕事をしたり生き活する上で。そのときには車は売らなくてもいい

とか、何かそういう生活保護制度の上にもう一段中間的な支援制度、一種の補助、扶助制度というのがある方が非常にこういう多様化した社会には弾力性を持つてやつていけるんじゃないかと思うんです。もう車も持つちゃいけないよ、家も持つちゃいけないよというか、持つていたら一切の補助はありませんよというふうなこういう分け方ではない、もう少し段階的な制度が必要なんだと田舎です。それが特にこの障害者の皆さんに対する福祉施策を推進していく上でどうしても関係していくるだろうと思うのですから、この生活保護制度の見直しはやっぱり緊急の課題だと思いますが、いかがでしょうか。

○今井選君 今御説明のあつた中で、憲法二十五条との関係でいえば、やっぱり生活保護資産調査をやるわけですから、家を持っていちやいけないとか車を持つていちやいけないと、そうすると、憲法で言う健康で文化的な最低限度の生活は一体何なのかななどということにもなりますので、そういう意味で二段階なりなんなりが必要なんじゃないかということを改めて申し上げたいと思います。

さて、次に堀委員の方に質問を譲りますが、いろいろきょうは総論的、抽象的なお話にはほとんど終始したわけですが、最後にもう一つ、利用主義に転換する場合に一番大事なことはサービス量が十分あること、その質が担保されていることだと思うんです。先ほどの第六条のあれでもあつたわけですが、国、地方公共団体の責務。

今、施設は必ずしも足りているとは言えない、あるいは逆に、必ずしも収容する必要のない施設という施設の性格も転換が進められていると思うんですが、今、厚生省の方として主として足りないと思われる施設、こういうことに力を入れていきたいと思ってることについて、ちょっとと具体的なこと、政務次官の方でどうか、お答えいただければありがたいと思います。

○政務次官(大野由利子君) 障害者の福祉サービスにつきまして、措置制度から利用制度に移行するに当たりましてサービスの基盤整備が大変大事だと。委員の御指摘のとおりであろう、このように思っております。

現在、厚生省は障害者プラン、平成十四年度の目標の達成に向けて一生懸命基盤整備を進めている状況でございまして、平成十年度においても身体障害者の療護施設のようにもう目標を突破している、こういうものもございますし、また身体障害者に対する相談支援事業のようくに平成十年度の予算に対してまだ六・六%程度しか整備できていなかつても、十四年度の目標の達成に向けて一生懸命努力をしてまいりたいと思います。いずれにいたしましても、十四年度の目標の達成に向けて一生懸命努力をしてまいりたいと思います。

害のある方もない方も自立して地域で支え合って生活ができるようなノーマライゼーションの理念を踏まえまして、施設サービス、施設人所という具体的に申し上げますと、これから障害者の方々の働く場である福祉工場とか授産施設などの整備、住まいであるグループホームも含めましてございますが、それから住みみなれた地域で障害者の方々が生活できるようにホームヘルプサービスとか、それから先ほどちょっとおくれていて申しました、障害者の方々が身近な地域で福祉サービスや社会参加について相談できるようになる、こういう各種の相談事業、こうしたことにつかり力を入れながら基盤整備に入れてまいりたい、このように思っております。

○今井道君 ありがとうございました。

○堀利和君 ただいまの審議を聞いておりまして、本改正に当たっては大変重要なポイントをついた議論だったなと聞いておりました。私は少し各論に入つていいと思いますが、今回の法改正は、ある意味で戦後の福祉の流れからすると必要かつ必然なことかなと思つていています。先進諸国を見ましても地域自立への支援という福祉サービスに傾向が動いておりますし、そういう意味では当然の流れだと思っています。ただ、日本の高福祉国家へ向かう手前で、ヨーロッパ等で国家福祉見直し論というのが出てきたために、私個人の立場だと、本当の意味でヨーロッパのように福祉国家になつたところで見直し論ならいきけれども、なる直前で見直し論になつてしまつたようなことがどうも私にとっては否めない感想なんです。

それは一つには、明らかに公費削減というのが、この間行財政改革があつたわけですねけれども、ということを含めて、本改正で、やはり障害者、利用者の側からすると理念なり利用型になるといふのはいいことだ、総論としてはいいことだし方

向もいいんですが、やっぱりそこを非常に心配しているわけです。

実は、この四月からよいよ介護保険制度が始まって二ヵ月近くになるわけですが、介護保険制度をスタートさせるにしても、障害者の中にはかなり高い水準のサービスを受けている方もいらっしゃったわけです。介護保険の適用になるとサービス水準が落ちるんじやないかという不安も国会であり、あるいは厚生省の御努力でその辺の心配はないようになりますということで取り組んでいただけです。

私の方でも、この実施以降そういうことが起きたのか、サービス低下が起きたかなといろいろ聞いていたんですけど、それはどうもなんですが、ある意味でよかつたなということなんですね。

厚生省の方にも、この辺の声がどういうふうに上がってきているのかお聞きしながら、まさに新しい法律、制度になっていくには大変不安があるわけですが、そのことを含めながら、先ほど来の公的責任の後退じゃないかという不安も含めて、そうではないというかたい決意、自信のほどを大臣の方からまずお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 先ほど、今井委員の御質問の中でもお答えを申し上げたわけでございますけれども、今回の法改正を通じまして、国及び地方公共団体の責務に対する御懸念でございます。されども、今回の改正はあくまでもその趣旨といふものは利用者本位の社会福祉制度、これを確立することにあるわけでございます。したがいまして、国及び地方公共団体はこの施策を推進する役割を当然のことながら担つておるわけでございます。

そういう中で、国及び地方公共団体がサービス提供の体制の確保など、こういった面にさらに十分な責務を負わなければならない、こういうことを明確に規定いたしたわけございますので、私どもは今回の法改正を通じまして行政責任というものはむしろ明確化されたものと、このように受

けとめておるわけでございますし、また委員が御懸念のような一部の方にそういうような御不安を与えないよう、今後私ども懸命な努力をしていく決意でございます。

○堀利和君 介護保険においての障害者のそういう声というのはあったんだでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 介護保険につきましては、御案内のように六十五歳以上になれば原則として介護保険の被保険者になるわけでございます。障害の原因を問わず介護保険から給付を受けることになるわけですが、介護保険と共に通する在宅サービスにつきましては、介護保険の給付を受けられる場合には介護保険から在宅サービスを受けることが基本でございますが、当然のことながら、必要に応じまして現在のいわゆる給付サービスが低下しないように公費サービスによる提供を行つことにいたします。

例えば、ガイドヘルプサービスであるとかあるいは手話通訳など介護保険にないサービスにつきましては従来どおり障害者施策として公費で当然のことながら提供してまいりたい、このように考えておるような次第でございます。

○堀利和君 心配したようなこと、そういう事態がなかつたというふうに理解させていただきます。

そこで、今回の社会福祉事業法改正の中で福祉サービスという言葉も使われるわけなんですが、そこで戦後の我が国の福祉の歩みを見ますと、戦災孤児の救済、児童福祉から始まりまして、母子家庭の保護なり、生活保護という救済、貧困の救済にはまずは全力を尽くした形で展開してきたわけですねけれども、その際は憲法の八十九条に、公金を慈善・博愛事業、つまり公の支配に属さない慈善事業なり博愛事業に投じてはならないといふいうふうに思つておるわけなんですね。

○堀利和君 私は、戦後の貧困対策、今申し上げたようなこと、また言われたようなことは確かに社会福祉事業という概念でとらえられてきたと思うのですが、ここに至つてやっぱり福祉サービスというの、決してそうではないところ、そういう

社会福祉法人という形で八十九条をクリアしたというものが制度上のあり方だつたと思うんです。

そうしますと、この新しい福祉の展開の中で福祉サービスという場合、これは憲法八十九条に言つては、もちろん營利事業にはなりませんので当然國なりの責任として公金を投入しなきゃならない憲法違反になります。しかし、投入すればこれは憲法違反になりますから、そこでやはり社会福祉事業法を制定して、

サ-ビスではない展開になつてきているんぢやないかと思うんです。つまり、社会福祉事業を対人社会サービスというような概念で置きかえても差し支えないのではないかどううか。したがいまして、慈善・博愛事業を行う社会福祉法人ではなくて対人社会サービスを行なう社会福祉法人という認識に立てば、憲法八十九条の規定からはある意味で解放されるといいますか、そこから逃れることができると思うのですが、そういう意味でのこの慈善事業を今日的な視点で対人社会サービスというふうにはどうしても理解しないということでしょう。

まつてきてサービスが大きくなり込んでくると社会福祉事業法の中に取り入れてくるという展開で、福社事業法の中に取り入れてくるという展開で、ずっと来ておられるんですね。

つまり、もしそうだとすれば、今の利用制度として支援費の考え方にしては、要するに社会福祉法人だけでなくそうではない事業者に対しても事業活動なども展開していく、つまりはボランティア活動、NPO、そういう市民活動の事業にもどんどん事業者の幅を広げていくことは可能だといふふうに理解していいんですか。

○政府参考人(廣谷茂君) 今、先生がおっしゃられましたように、憲法八十九条の觀点から申しますとその問題というのはクリアされるというふう

なんです。そういう意味では公的責任はきちんとしながら公的独占からはそれを排除しますよというふうに理解させていただきまして、そういう意味ではもうますます多くの市民参加、住民参加のサービスを提供する、そういうものをやはりどんどん厚生省としても支援していただきたいと思つております。そういう中で、確かに今議論する中でも徐々にその方向は見えてきているわけなんですね。

それで、そういうことからいいますと、さてそれでは税制上あるいは補助金の問題を含めて社会福祉法人あるいは民間事業者、企業といいますか、あるいはNPOなどの比較を見ますと、どうもそ

う使命もございます。それから、例えば研修等の公的な仕事もお願いせざるを得ないというようないろいろな要素を勘案して税制上の問題を考えていかなければいけないんじやないのかなどといふうに思っております。

○堀利和君 私は、誤解されるところなんですが、公的責任はやはりきちんとやつていただきたい。その上で、先ほど申し上げたように、だからといって公的独占とは違うというふうに認識しているわけです。

そこで、政府の規制緩和推進二カ年計画では、特別養護老人ホームなり保育サービスは民間参入ということで示されているわけですけれども、こ

今回、事業者に渡らず個人に渡るということでお先ほどの憲法八十九条の後段の立法趣旨により適合するというふうな方式になるというふうに考えております。

○堀利和君 そうしますと、国、行政は市町村を通していくことになりますが、これまでの措置費ということになりますと直接事業者にその措置費という公費を支給することはできないけれども、支援費という制度になつたんだから、それは個人に支給するものだから憲法八十九条には抵触しないんだという理解だとしますと、私は、もちろん社会福祉法人の多くが立派にさまざまなサービスもされておりますけれども、これまで社会福祉事業法の展開を見ていましても、いわゆる法外サービス、法的に社会福祉事業法に位置づけられていらないさまざまなかいサービス、これのニーズが高

しかし、今回の改正におきましてはできる限りの多様な主体の福祉サービスへの参画といふものを期待していることも事実でございます。  
○堀利和君 大変前向きな御答弁をいただいたなと思っております。私はやはり憲法八十九条の問題がいつもひっかかるんですが、公的独占と公的責任とは違うと思うんです。これまではどうしても社会福祉事業法のもとでNPO、NPOもこれは人柄を持ちますけれども、そういった市民活動にはシャットアウト、あくまでも社会福祉法人ということでいわゆる公的独占といいますか、ずっとそういう経緯があつたんですが、それとやはり今のお話のように八十九条を言うなればその規定からクリアして利用型制度、支援費、既に介護保険制度もそういうふうになつていてと言えるわけな

まずけれども、それは事業主体の例えは事業目的、公益を目的とするものなのか、収益を目的とするものなのか、また社会福祉の仕事をした結果生み出された利益の配分方法、これを外部に出すか、自分の収入として所得として入れるかどうかといふような配分の問題。

また、一たん社会福祉事業として投入した施設等の基本財産について、施設をやめる場合、それがだれに帰属するか、社会福祉法人の場合は他の社会福祉法人もしくは国、地方公共団体に帰属し、個人に戻るということはないわけでござります。

また、社会福祉法人については、厳しい公的な規制、例えは役職の後員の解職請求とか、また解散命令といったような公的な規制もかかるておりますし、また社会福祉法人については、不採算部門であつてもやつてもらわなければいけないとい

特別養護老人ホームにつきましては、民間企業による特別養護老人ホームの経営参入について、政府の規制緩和推進三ヵ年計画において、介護保険制度施行後の施設介護サービスの提供状況の効果を踏まえつつ、事業の継続性や安定性を確保する仕組みの検討や社会福祉法人制度の見直しを含め検討を行うとされているところでございます。厚生省としては、この方針に基づきまして、介護保険制度の施行状況などを踏まえつつ、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、これは規制緩和推進三ヵ年計画に盛り込まれた事項ではございませんけれども、平成十一年七月に政府産業構造転換・雇用対策本部による規制改革が定められておりますが、この中では特に、特別養護老人ホームの設立要件を緩和し、施設用地について、都市部以外の地域において、

ますけれども、それは事業主体の例えは事業目的、  
公益を目的とするものなのか、収益を目的とする  
もののか、また社会福祉の仕事をした結果生み  
出された利益の配分方法、これを外部に出すか、  
自分の収入として所得として入れるかどうかとい  
うような分配の問題。

また、一たん社会福祉事業として投入した施設  
等の基本財産について、施設をやめる場合、それ  
がだれに帰属するか、社会福祉法人の場合は他の  
社会福祉法人もしくは国、地方公共団体に帰属し、

特別養護老人ホームにつきましては、民間企業による特別養護老人ホームの経営参入について、政府の規制緩和推進二ヵ年計画において、介護保険制度施行後の施設介護サービスの提供状況の効果を踏まえつつ、事業の継続性や安定性を確保する仕組みの検討や社会福祉法人制度の見直しを含め検討を行うとされているところをございます。厚生省としては、この方針に基づきまして、介護保険制度の施行状況などを踏まえつつ、今後検討してまいりたいと思つております。

ながら公的独占からはそれを排除しますよというふうに理解させていただきまして、そういう意味ではもうますます多くの市民参加、住民参加のサービスを提供する、そういうものをやはりどんどん厚生省としても支援していくべきだと思っております。そういう中で、確かに今議論する中でも徐々にその方向は見えてきているわけなんですね。

それで、そういうことからいいますと、さてそれでは税制上あるいは補助金の問題を含めて社会福祉法人あるいは民間事業者、企業といいますか、あるいはNPOなどの比較を見ますと、どうもそこがイコールフットティングになつていよいのように見えますが、これはどのようにお考えで、今後どういうふうにしていくおつもりでしようか。

○政府参考人(辰谷茂君) 確かに、現在福祉サークルを行つてある供給主体、いろいろとござります。それらに対する税制上の取り扱い、例えば法人税、所得税、固定資産税、それぞれ違いますが、社会福祉法人については原則非課税といいます。社会福祉法人についての原則非課税という形になつてあるわけでござります。

う使命もございます。それから、例えば研修等の公的な仕事もお願いせざるを得ないというようないろいろな要素を勘案して税制上の問題を考えていかなければいけないんじゃないのかなというふうに思っております。

○堀利和君 私は、誤解されると困るんですが、公的責任はやはりきちんとやつていただきたい。その上で、先ほど申し上げたように、だからといって公的独占とは違うというふうに認識しているわけです。

そこで、政府の規制緩和推進三カ年計画では、特別養護老人ホームなり保育サービスは民間参入ということで示されているわけですけれども、この辺の進捗状況をお聞きしたいと思うんです。

保育所の場合には、運用で既に民間参入が行われてきているんですが、特別養護老人ホームは、聞くところによりますと、介護保険制度をスタートさせてその辺の成り行きを見ながら判断したいということでも聞くわけですが、この辺の進捗状況なり方向性はどういうふうになるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(巖谷茂君) 規制緩和推進三カ年計画の進捗状況でござります。

国または地方公共団体以外の者から借り受けた場合も認めるというような規制緩和を行つたところです。

保育所につきましては、先生御指摘されました  
ように、待機児童の解消等の課題に対して、地域  
の実情に応じた取り組みを容易にする観点も踏ま  
えて、これまでと同様に最低基準の遵守を前提と  
した上で設置主体制限を撤廃することとし、本年  
三月末に都道府県に通知したところでございま  
す。

○堀利和君 先般、介護保険制度スタートに伴つて、事業者に対してもかなり厳しい監査基準を示されたということを聞いております。私は、必ずしもまず福祉法人ありきではなくて、ある意味で供給を潤沢にするためにも民間の参入が必要なんですが、しかしその一方ではいいかげんにやられたらこれは困りますから、そういう意味では指定事業者という形できちんと基準をして、そして情報公開、開示、それから監査をきちんととする。私は、これで利用者にとって不利益のないようなサービス提供が行えるんだろうというふうに思いますので、これからのお進歩状況を見てのことですが、特別養護老人ホームが今後どうなるか、また注目しておきたいと思います。

次に、衆議院の方では本法案に対して附帯決議が十六項目という大変たくさんの中の項目が採決されたわけですが、この中に「これまでの措置制度の功罪を十分に認識し」という文言がござります。もちろんこれは国会での附帯決議によるわけですけれども、この措置制度の功罪の罪についてはどういう御認識でしょうか。

○政府参考人(廣谷茂君) 措置制度につきまして

は、行政が利用者の選択や好みとは別に福祉サービスを決定するというものでございます。したがいまして、利用者にサービスの選択権がない。また、それに伴いまして利用者と事業者との間に明確な法律関係、例えば契約というものがないといふ罪があるわけでござります。いわば利用者本位のサービスにはなつていらないんじゃないのかなど

うあります。

の間に横の契約関係が結ばれるところがあつたと思ひ

また、利用者は自己負担金を直接支払いますので、いわば利用者、事業者がそれぞれ契約という形の間借りの形態同様に運営します。

形でも対等になろうかといふふうに思つております。

しかしながら、福祉サービスの利用者といった場合、ともすれば知的障害者、精神障害者など、痴呆性高齢者も該当すると思いますけれども、とましても自分で判断ができないといった場合が、「さ

みというものもなければ、対等の関係というものが

に対する支えにはならないのじゃないのかというふうに思つております。

情があった場合、それを的確に言える。また角沙  
していただける仕組みもあわせてなければいけない。  
い。それも今回の制度の仕組みとして導入してい  
るわけでござります。

○堀利和君 契約に基づくわけですから、双方は対等でなければならぬし、対等であると思うんです。措置制度では、行政との関係が上下関係と

いうふうになつてしまつわけですから、この利用制度、契約するということは大変いことなんですね。

ただ、そこでまた心配が出てくるのは、対等に契約することは契約調わざということもあるわけです。契約が調わなかつたらこれは契約

じゃない。拒否できないといふのはまさに根本的におかしいわけでして、契約といふのは調わざというのはあるわけです。この法案の制定作業の過

務で、厚生省として事業者に法的に反対義務を課すというようなことを言っていたように私は思いますし、そう信じておりましたら、条文には必ず義務が課されていなかったんですね。

そうしますと、これは後でも触れるところなんですが、事業者あるいは施設経営者は、広く言えば経営者集団として情報なりさまざまな交流があると思うんです。利用者というのはある意味で個

うに考えております。

○堀利和君 一般的に、町中でお買い物をする、これはある意味で買う側の方が有利ですよね。だけれども、こういう福祉サービスを提供する、それを買ううといいますか受ける、この関係はやはり私は障害者個人というのは事業者よりも弱いのではないかと思います。そういう意味では、今の

御説明にあつたように、事実上、応諾義務といふものをおきんと課して、もちろんそれは正当な事由があれば別なんですが、そういう正当な事由がない限りきちっとそこはしていただいて、まさに公的責任という意味では行政がそこは責任を持つ、きちっとやつていただきたいということを私はお願い申し上げたいと思います。

次に、措置制度ですと措置委託費が本人と無関係に事業者、サービス提供者の施設の方に行くわけですね。そこで、制度としては利用者本人に、先ほどお話しした憲法八十九条の指摘じやございませんけれども、本人に行くわけなんです。しかし、實際には本人には支援費が来ない。本人、利用者を介さないということで、事業者の方に代理受領ということとなるわけですね。

述べておりますように、公的責任を後退させることがないようになると、このような考え方方に立ちまして、公費負担の性格について御指摘がございまして、が、從来負担金の対象でございました施設サービスの措置委託費、措置費でございますが、これについて今度利用制度に移るわけでありますが、この場合の施設訓練支援費になつた後におきましても引き続き負担金とするということで取り組んでいきたいと考えております。

ど、多少背景によつて考え方が変わらるかとも思ひますが、一般的に、パウチャーワードを導入いたしましたと、支給決定を受けた障害者しか利用できなかつたものが他に流通することはないとか、そのための確認をする手段に煩雑さが生まれないのかとか、とか、あるいは余つた場合、つまり使わなかつた場合の問題とか、幾つかの問題が指摘されています。

けではなくて、市町村の事務の軽減という観点でございまして社会福祉協議会に代行業務が行えようとしたわけでござります。

このことは、利用した支援費の受け渡しにつきまして、ある意味では利用者そのものは請求事務の点において見ればかかわりがない分野でありますので、先ほど委員御指摘のように、利用者と事業者の契約としての対等性というものを持たせながら解していくただけるような仕組みはあわせて行うこと

なお、代理受領についても御指摘ございましたが、けれども、少なくとも自己負担が必要な方につけたては窓口でその一部はお支払いいただくといううなことも含めて、利用者が利用料の一部であれそれを払うんだという意識そのものには、一つの障害者としての立場、あるいは対等性の一端を担つていただけるのではないかと、このような理解もいたしております。

○堀利和君 障害者の方々の中には、もつとはつきりみずからサービスを買っているんだという観で、やはり事業者との対等関係を力関係と言つてもいいと思いますが、持ちたいということで、例えばバウチャーカードにしてもらいたいという意見もあるわけなんです。現金ですとやはりモラルハザードの問題が出てきますので、バウチャーカード式であれば使途が明確ですから、そういう方式であればまさに自分がサービスを買っているというふうになるんです。

こういう形で利用者としての自立、サービスを買っているという主体性の自覚を喚起するという

○堀利和君 支援費ということで、利用者本人を介さないで行政から事業者にお金が渡るわけです。これは代理受領ということを行われるんですね。一方、事業者の方も請求代行業務を社会福祉協議会に任せてしまうことができるわけなんですね。つまり、事業者の方も、本来市町村へ行きまして支援費を受け取ることがあればいいんじょ。うけれども、それも社会福祉協議会が代行業務をしてしまうとなると、事業者も支援費を直接市町村から受け取ることなく、利用者も支援費という形で自分で自分を介して受け取ることもなく、そうしますと、事業者と利用者の関係の対等性なりこのお趣旨が、どうも希薄になるというか、若干ゆがめられてしまうんではないのかなと危惧するんですが、その点はいかがでしょうか。

○壇利和君 次に、せっかくこういう利用制度、自己決定といいますか、選択型に制度が変わつてないわけですので、私は、権利として請求権を何らかの形で明確にしていただきたかったなと思うわけです。  
それで、現行制度では、行政庁が福祉サービスを行つてか否か、こういうものを決定するわけですから、こういう職権、行政処分などということになれば、法解釈上、こういう形で義務づけの規定がある場合、措置の対象者には請求権というものがあるんだという説もあるんですが、措置制度でなくなりますので、そういう意味では、利用制度の権利性を前面というか、少しでも前に出していよいよには、そういう意味ではむしろ請求権を明確化した方がよかつたんじゃないかなと思うんですけれども、この辺についてはどういうふうにお答えなのでしょうか。

○政府参考人(辰谷茂君) 今回の法改正案では、障害者福祉サービスの分野においては、行政によ

○政府参考人(今田寛蔵君) パウチャー方式の導入につきましては、その方式を導入する根っここの御検討というのになされたことはあるんでしょか。

制度への移行に伴いまして、障害者は、指定事業者であれば居住地の市町村以外の事業者からでもサービスを受けることができる。こういうことが可能になるわけであります。したがいまして、市町村は、当該市町村以外の事業者からの支援費の

制度の性格によって幾つかの可能性が考えられるわけあります。つまり、介護保険という保険方式の中におけるバウチャーワ式と、いうものの考え方と、税でこれに対応し、なおかつ応能負担という仕組みの中でこれを考えていくという場合な

請求が行われるというようなこともあります。この場合の支払い事務が非常に煩雑になるおそれがある、このように考えております。この事業者の請求先を社会福祉協議会に置くというのは、単に事業者への便宜という観点でございまして、この場合の支払い事務が非常に

ます。これに対しまして、今回の改正によりまして新しい利用制度として導入されます支援費支給方式においては、市町村による支援費の支給決定は利用者である障害者からの申請に基づいて行われるものでございます。

したがいまして、行政手続法上の申請による処分に該当いたしますので、例えば行政手続法の適用もこれからは受けれるようになります。

○堀利和君 措置制度では申請権はこれまで非常に不明確でしたが、これからは行政手続法の適用を受けるということですか、申請権は。

○政府参考人(戻谷茂君) おっしゃられましたように、これから障害者の方々が支援費支給方式をとります場合、その支援費を請求するという手続が市町村に対してなされますので、申請権と申しますか、そのものについては行政手続法上の申請に対する処分に該当いたしますので、行政手続法の適用を受けることになります。

○堀利和君 わかりました。

それで、心配ばかりしてもしようがないかもしませんけれども、それでは、先ほどの衆議院の附帯決議の中の措置制度の功罪の功の部分についてはどうなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(戻谷茂君) 現行の措置制度は、昭和二十年代の戦後の混乱時期に生じたものでござります。当時の状況をいろいろな文書で読んでみますと、社会福祉施設等が戦災で破壊され、非常に資源が不足している状況でございました。一方、戦災孤児の方や戦災によって障害になつた方々がたくさんいる。いわば需要と供給とが非常にアンバランスな時代でございました。このような時代に行政がこれに関与することによって、限られた資源の配分という面での功というものがあつたのではないかのかなというふうに考えております。

&lt;/div



指導、保護指導というようないわば上から下へといふような、わかりやすく言えばそのような形になつております。

に現行法はなつていて「保譲をしますし、また十四条の「職務内容」では「保譲をする者を適切に保護指導する」というような条文になつております。

いんですけれども、民生委員の方が悪いとか関係者が悪いというふうに言うつもりは全くないんです。ですが、記憶に新しい、一月に宇都宮市で、母子家庭で二歳の女の子が凍死したという非常に痛ましい事件が起きたわけです。児童手当なり生活保護を何らかの理由でうまく受け取ることができなかつたということなんですが、都市部になりますと、結局、こういうように緊急であり危機的な状況の中での二一ツというのがどうもやはり埋もれてしまうわけなんです。

なんですが、利用制度型というのは対等関係をもつて自己責任ということになるわけですね。そして、自己責任ということとこういう悲惨な事件が、子供が亡くなつたことは母親の責任となるべきだ、など

いうのは一番大きいかねでなければとも、そういう意味での自己責任との関係で、都市部でこういうような緊急であり危機的なニーズを埋もれさせないとい、こういうことと、今回の法改正でこれをむしろ何とかできるのか、それはまた違った意味で不

可能なのか、あるいは、民生委員の方を責めるつもりはないんですけども、こういう都市型の中での民生委員の活動、活躍というのがどこまで期待できるんだろうかというように思つんですけど

○政府参考人(辰谷茂君) 今回の宇都宮事件については大変残念な結果に至つてゐるわけでござりますけれども、私どもといたしましては、実際に困つている方々が、これは大臣からもよく言われるんですけれども、寒祭に列えば生舌呆養制度ともいふべきなものであります。その点はいかがでしょうか。

いうような制度を知らないでも、だれかが援助の手を差し伸べられると、いうような形にしていかなければいけないんじないか、というふうに考えておるわけでござります。

さんの方のいらっしゃる制度というのは他に余り  
例がないんじゃないかなというふうに思います。

やむと民衆委員、川重委員の方々が一番住民に密接なところにいらっしゃいますので、このような困っている方々のニーズの発見もしくは発掘といふものも必要でしようし、さうことは、一部こは批

判もございますけれど、市町村社会福祉協議会にはもうと頑張っていただいて、地域の見守り活動といいますかそのような活動というようなも

の、また一般的な近隣などを通じたボランティアの活動というのも含めまして、いわば地域福祉というものを厚くすることによって地域全体で危

機的な状況にある方々の発見に努めて、必要な援助を確実に行われるようしていくことが、重要であろうというように思っております。

今回の改正もこのような趣旨を行つておりますので、宇都宮事件を一つの教訓にして、いわば地域全体での見守りというものについて推進してま

○堀利和君　まさに地域福祉は地域をどうよみが  
いりたいというふうに考へてゐるわけでございま  
す。

えらせるかということでもあろうと思うですが、そういうことで、次に地域福祉計画についてお伺いしたいと思います。

この地域福祉計画と既に老人保健福祉計画もありエンゼルプランもあり障害者計画もある、個別のこういうさまざまな計画があるんですが、これらとの繋合といふことは小関係、整合性といふう

○政府参考人(巖谷茂君) 今回の地域福祉計画は、いわば策割りの、既に先生が御旨商られましたとの兼れ合ひとしめでたる関係、整合性をもつてはどういうふうになるんでしょうか。

たようないろいろな計画がございます。老人保健  
福祉計画、子育て支援計画、障害者計画など既存  
の計画がございますが、そのような計画も含めた、

まとめた計画ということになるわけでござりますので、いわばそれらの整合性というのも当然十分分配慮していかなければいけないだろうと思つております。

とはできないというふうになつておりますが、地域福祉計画については先ほど来御説明しましたように極めて重要な計画でござります。

私どもとしては、例えば地域福祉計画のモデル的な計画を示すとか、また地域福祉計画を策定する市町村に対する財政的な支援、また地域福祉計画の策定状況の公表などの手段を通じまして、で  
きるだけすべての地方公共団体に策定していくた  
けるよう努力してまいりたいというふうに考えて  
おります。

○塙利和彦 そうなりますと、今後市町村といふか町村が主になると思うんですけれども、さまさかな計画なり事業を推進していく際に、小さい規模の町村ではなかなか難しい場合に広域化してやつたりもするし、みずからもちろんどういうふうにするかということもあるでしようし、また地域福祉の中には高齢者に対してもものもあり、あるいは障害者もあり、エンゼルプランのように子育て関係もあるでしょう。こういう地域の広さ、行政の周囲の連携なり個別の福祉の制度を含めて、やはりこれは調整というのが重要なだと思うんです。

町村の規模が小さければ小さいほど大変これは  
厳しいだろと思うんですけれども、この辺につ  
いてまた積極的に、先ほどのお話をありましただけ  
れども、厚生省として自治省と協力してやってい  
かないと、小さな村に生まれたがゆえに財政力も  
ある大きな大都市に比べて客観的な条件のもとで  
不幸せになってしまふといいますか、十分なサー  
ビスが受けられない。みずから住民が選んだ首長  
が福祉に関心がなくてやらないというのは、これ  
はある意味で住民の責任も免れないところがある

○政府参考人(炭谷茂君) 町村の福祉体制についての御心配につきましては、例えば私どもの中央やつぱり私は住民にとつて不幸だと思うんですけども、その辺についての御決意を含めてのお答えを一度お伺いしたいと思います。

社会福祉審議会の中でも御議論が出、その旨についての意見も盛り込まれていてるわけでございま  
す。やはり小さな町村における福祉の専門職が足  
りないとか資源が足りないという問題は、事実あ  
るわけでございます。

このような状況に対しては、町村自身の努力から他の市町村との広域的な処理、また都道府県からの援助というようなものを組み合わせて、町村への支援というのもも深めていかなければならないと思いますし、私ども厚生省としても十分このような問題について配慮していくなければいけない事項だろうというふうに考えております。

○堀利和君 時間が大分なくなつてしまして、ちょっと質問事項を多く用意し過ぎましたので、申しわけありませんけれども少しはしょって、ホームヘルプサービスのことでお伺いしたいんでですが、よろしいでしょうか。

介護保険制度におけるニーズの把握はもちろ  
ん、さまざまな認定作業が行われるわけで、まさ  
に介護状態に着目するわけですね。私も、障害者  
の介護については同様に障害者の要介護状態、A  
DLが着目されると思うんですね。つまり、今日  
までの障害を単なる等級分野で分けてしまってい  
う、そういう機械的なものではもうやつていけない  
かと思うんですけれども、その辺の転換がぜひ必  
要だらうと思ひます。

○政府参考人(今田寛睦君) 身体障害者福祉法に  
該認定につながるような形のケアマネジメント事業を試行的に行っておりますけれども、この辺の状況と、今後どんなふうに進めるか、まずお聞きしたいと思います。

おきましては、障害者サービスを受ける可能性があるかどうかをあらかじめ判断するために、障害認定を行つて手帳を交付しているわけでござります。ただ、個々のサービスの提供につきましては、それの方々に障害認定の結果を参考にはするものの、障害の種類、程度それから介護者の状況、本人の社会参加の意欲の程度、こういったものを

総合的に判断いたしまして適切なサービスの提供をするというふうな形で進めていくところであります。

障害者が地域で生活するためには、いわゆる介護サービスだけではなくて、社会参加支援のためのサービスというのも含められる必要がありま  
すし、それぞれのサービスが障害者の立場に立つ  
て総合的かつ一体的に提供される必要があるうか  
と 思います。

の指揮に当たって、二つのケアマネジメントという考え方に基づきまして、あるいはそのケアマネジメントを行うことが有効ではないかという考え方に基づきまして、平成九年から試行的にこの事業を実施しております。十一年度末までに四十二カ所の都道府県、指定都市で事業を実施しているところでございます。

同時に、この都道府県、指定都市におきましてこのケアマネジメントを行う人、ケアマネジャーの養成も必要であろうかということで、国においてこの指導者を確保する観点から研修しております。そして、五百二名が研修を修了しております。この事業の結果については、この事業終了段階できちつと取りまとめて御報告する必要があるうか、このように考えております。

は单なるホームヘルプサービスという介護だけじゃなく社会参加も含めたところだということでも、まさにそうでないと地域で自立して生きられませんので、そのような考え方でお進めいただきたいと思います。

時間もありませんので、ホームヘルプサービスのことで二つ丸めて御質問させていただくんですが、介護保険制度では都市部における高齢者の介護保険の介護報酬の単価、これと現在の障害者のホームヘルプサービスの単価の違い、どの程度差があるのかないのか。

月になりますけれども、これに伴って、私の聞くところだと介護報酬の、手取りはどうなるかは別にして、単価がちょっと高いようになつてもおり

○政府参考人(今田寛睦君) 介護保険制度におきますところの訪問介護 ホームヘルプサービスにかかります報酬であります。身体介護中心で所要時間三十分以上一時間未満の場合四千二十円であります。東京都特別区の場合でありますと四千三百九円となつております。

一方、障害者施策におきますホームヘルプサービス事業の国庫補助基準単価でございますが、身体介護中心で所要時間一時間程度の場合三千七百四十円と、これを下回つてゐるわけでございます。

この差でありますけれども、介護報酬ではホームヘルパーの移動時間をその単価に反映させておられますけれども、障害者のホームヘルパーにおいては移動に要する経費は別途補助するということでもございまして、こういつた差が生じてゐるものと考えております。

いずれにいたしましても、この障害者施策によつて確保すべきホームヘルプサービスが障害者の特性あるいは多様な要望に的確に対応できるようにするためには、御指摘のようにこのヘルパーの確保方を市町村を通してきちっと指導していくことが肝要ではないかと考えております。

平成十二年度の予算で障害者プランに基づいてホームページを四千四百人増員することといたしておりますが、こういった方々に対しても念頭に置いた障害者ヘルパーとしての養成研修が行われるような所要の予算措置も図つてあるところでござります。そうしますと、ヘルパーの側は同じ一時間のホームヘルパーをやつていた方が介護保険の高齢者の方に少し流出といふんでしょうか移動とうか、少し聞いてもおるんですけども、この辺についての事情把握も含めてどんなふうにお考えでしようか。

ます。

○堀利和君 平成十二年度は介護保険制度がスタートしましたから、ホームヘルプサービスの予算も障害者の分は障害保健福祉部の方に持つてきましたわけですけれども、その養成研修もまた異なるということで、やはりそれぞのニーズ、特性を生かした形で、また、ただ私が聞いた限りでは障害者をやるよりも高齢者をやつた方が少しいいなということがあつたというのでその辯心配したんですけれども、そういうことも、今後格差がそういうところでは起きないような形でお願いしたいと思います。

最後に大臣に、この法案は十年後見直しなんでですが、当然、介護保険法施行後五年の見直しもありますし、障害者のことでありますと、新長期計画や障害者プランが二〇〇二年で終わることも含めて、少なくとも五年程度ぐらいに見直しをすべきかと思うんですけども、そのことの大臣の御所見を伺つて終わりたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 本法案でございます

が、御案内のように、障害者福祉分野においては、施設制度から新しい利用制度への移行が、準備期間もございまして平成十五年施行であるということを踏まえまして、施行後十年を経過した場合において施行状況において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、こういったような経緯があるわけでございます。

ただし、この施行後十年という考え方によりま

ない、こういうわけではございません。当然のことながら必要に応じて見直しを行つていきたい、このように考へているような次第でございます。

○堀利和君 ありがとうございました。

○委員長(猪野安君) 午前の質疑はこの程度と

なるんでしようか。

○政府参考人(今田寛蔵君) 精神保健福祉法に規定しております法定施設でございますが、精神障

害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害

会を開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤泰介君が委員を辞任され、その補欠として石田美栄君が選任されました。

ます。

○委員長(猪野安君) ただいまから国民福祉委員

社の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小池晃君 日本共産党的小池晃です。

今回の社会福祉事業法の改正の中心点、というの

は、措置制度から利用制度への移行にあると。こ

れはそういうことだと思います。政府は、これ

までの質疑を通じて、今までの措置制度では利用

者は選択できなかつた、利用制度に移行すること

によつて利用者が事業者と対等な関係に変わる

と、こういうふうに説明をされてこられました。

四月二十六日の衆議院の厚生委員会で、岸谷社

会・援護局長は、我が党の瀬古由起子議員の質問

に答えてこう、いうふうにおっしゃつてある。「こ

のたび、措置制度から利用制度へと変更するとい

うことを現在御提案しているわけでござります

が、その前提となるのは、特に障害者の場合は施

設、サービスによってはいまだ不十分な施設や

サービスがございます、そういうものもあわせて

充実していくことは当然必要であろう」、

こういうふうに答弁をされています。

障害者の社会福祉施設の中でも最もおくれてい

るのは精神障害者の社会復帰施設であります。そ

こで聞きますけれども、精神障害者のための

法定施設が設置されている市町村は全体の何%に

おおむね順調に進歩しておるところでございま

す。

確かに一部の地域においてそういうようなな

かなか難しい地域、あるいは地元住民の皆さん方

の強い反発などもあつてなかなかにくいとい

うところがあるのも事実でございますが、全体に

おいてはおおむね順調に進歩しておる、このよう

に考えております。

なお、障害者に対しましては必ずしも順調とは言えない

ものがございますが、いずれにいたしましても、

障害者プランの目標を達成するために、事業の実

施に向けて市町村や都道府県の取り組みを支援し

ながら、在宅、施設両面にわたりましてサービス

基盤の全面的な御支援を申し上げたい、こう考え

ているような次第でございます。

○小池晃君 全市町村の八・八%と極めておくれ

ているわけであります。

中、これは嬉野町といつて長崎県にかなり近いよ

うな場所ですが、ここ一町だけだと。四十九市町

村のうち一町のみだと。全体として精神障害者の

社会復帰施設は特におくれているわけであります

けれども、佐賀県を調べてみたんですが、精神障

害者のための法定施設があるのは四十九市町村

三百八十五市町村に設置されておりまして、全国

三千二百五十二市町村を分母に置きますと、おお

むね八・八%ということになつております。

○小池晃君 全体として障害者プランに基づいて

やつて、順調に進んでいるという認識は、私

は根本的に間違つているというふうに思います。

一部の地域でしか問題が起きていないのであれ

ば、何で全体の八・八%しか精神障害者の法定施

設がないのか、こういう現状を全く見ていない御

発言だというふうに思うんですね。

障害者プランは順調に進んでいるとおっしゃる

が、果たしてそうか。確かに目標に接近している

分野があることは、それはそうだと思ひます。た

だ、大変おくれている分野もあるわけであります。

ホームヘルパーはおおむね順調だとおっしゃつた

けれども、私は決してそうは思はない。

生活支援事業とホームヘルパーについて、これ

は数字を示していただきたいんですが、障害者ブ

ランでの目標と、それから九八年度末の実績につ

いて数を示していただきたいと思ひます。

○政府参考人(今田寛蔵君) 生活支援事業につきましては三つあるわけでございます。市町村障害者生活支援事業、障害児者地域療育等支援事業、それから精神障害者地域生活支援事業、この三つ

があるわけでございます。これらのプランにおき

ますには六百九十九カ所でございますけれども、平成十

年では七十九カ所でございます。障害児者地域療育

等支援事業の場合、目標六百九十九カ所に対しまし

て百八十九カ所でございます。精神障害者地域生

活支援事業の場合、目標が六百五十カ所に対しま

して百一カ所となつております。

また、訪問介護員につきましては、障害者ブ

ランにおいて四万五千三百人を上乗せして整備する

こととしておりますが、平成十年度末現在におけ

る実績が四万二千六百四十六人となつております。

らすこの到達度。全く到達する展望はないわけであります。

○小池晃君　だから、全く基準がないわけですよ。  
もうこれは極端な話、月一回障害者ヘルパーをやつていれば、あとは高齢者ヘルパーをやっても兼任なんです。年に一回障害者ヘルパーの仕事をやつたってこれは兼任になるんだ。全くその基準  
含まれるものと考えております。

三千六百九十二人という数字が確認できたと思うのですが、専任ヘルパーで四万五十三百人といふのが障害者プランの目標だったわけでありますから、そういうことでいえば、あくまで今のホームヘルパーの到達というのは八千九百五十四人の事

○政府参考人(今田寛睦君) 四万五千三百人を設定したときの考え方は先ほど申し上げたとおりでありますし、当然それをカバーするという意味でありますか。どうですか。

必要な介護員の確保を図るわけですが、その場合に、専任ヘルパーのみならず兼任ヘルパーとともに重要な役割を果たしているというふうに考えておりますので、専任ヘルパーのみの数でその実績を判断するのは必ずしも適切ではないのではないかと思っております。

○小池晃君 一定の役割を果たしているんだと。  
私もそれは否定しません。

○政府参考人(今田寛睦君) 兼任ヘルパーがどの程度の割合で他の業務と割り振って仕事についているかということに関しての資料については、現在把握をいたしておりません。

○小池亮君 だから、兼任と専任の基準もないんだ。  
だと。そして、兼任が何人いれば専任何人分とい  
うふうに換算する基準があるならそれを足し上げ  
て目標の到達に加える、その根拠はあると思いま  
す。

すよ、合理性は。しかし、その基準もないでしょう。分ける基準もなければ換算する方法も持つていいないというのであれば、これはもう専任ヘル

バーの到達で判断するしかないじゃないですか、障害者プランの到達を見るのであれば、これは非常にあいまいな基準だということがこの議論ではつきりしたと思うんです。少なくとも、ほんの少しでも障害者ヘルパーの仕事をすればそしは兼任ヘルパーと扱って、兼任ヘルパーに専任

わい兼任ハノハノと並んで兼任ハノハノと専任ヘルパーの数を全く足し上げて、それで四万五千三百の目標に対して四万二千をやつしているんだと。これは全くでたらめな数字ですよ。こういう非常に評価基準があいまいだということをまず指摘したいと思います。

それから、障害者プランの問題点ですが、先ほど障害者プランの中には目標を達成している部分もある、目標に接近している部分もあるという説明でした。しかし、障害者プランの目標そのものが大変問題なんじゃないか、低過ぎるんじゃない

かという声が障害者の皆さんからも上がっています。  
取り上げたいのは障害者プランの中での授産施設と福祉工場の目標値なんですが、六万七千五百七十人という目標はどのような算定根拠で出されしたものでしょうか。

○政府参考人(今田寛睦君) 障害者プランにおきまして授産施設及び福祉工場に係ります六万七千五百七十人の設定根拠でございます。  
まず、身体障害者それから知的障害者の通所授産施設につきましては、障害者プラン策定当時の

それぞれの施設の定員数に対しまして自治体からの施設整備のヒアリングにおいて把握いたしました。施設の待機者数、これを上乗せし、さらに平成十四年度までに新たに生ずる需要を見込んで設定をしたものです。

また、精神障害者の通所授産施設につきましては、障害保健福祉團城でおおむね一ヵ所、また入所授産施設についてはその三分の一程度を整備することとして目標を設定いたしました。

また、精神障害者の福祉工場であります、各都道府県、指定都市でおおむね一ヵ所ずつ整備することとして目標を設定いたしました。

これらを前提に算定いたしまして、先ほど申し上げました目標を設定したわけでございます。

間の伸びを単純に当てはめれば、二〇〇二年の障害者十三人で、障害者プランが始まる前の七年間で一・八三倍になつてゐるんですね。九六年の到達率が四万一千弱ですから、それまでの七年間の伸びを単純に当てはめれば、二〇〇二年の障害者

障害者プランは約六万八千人と。  
障害者プランで障害者施策の基盤整備を進める  
んだと言ひながら、それまでの伸び率を二割も

回っているんですね。新たにプランをつくつて引き上げを図っているのに、それまでの伸び率よりも大幅に下回ると。こんなことがあっていいんだろうかというふうに思つわけです。

○政府参考人(今田寅蔵君) 障害者プランを策定いたします前後の伸び率を比較されて御指摘いただいたわけであります。その間、施設入所から在宅志向へと移つていくために、二ースに当然要  
すが、いかがですか。

化が生じるわけあります。したがいまして、このプランにおきます目標値につきましては、そのプラン策定当時の定員数や待機者数あるいはその後のニーズを踏まえて、それぞれの項目において目標値を設定させていただきました。

必ずしもプランの目標の水準が低いというふうには認識しておりませんで、やはり障害者の方々方が適切なサービスを受けるにふさわしい需要量として設定したつもりでございます。

○小池晃君 ニーズに合った目標だというふうに御説明されるんですけれども、では一方で起

こつているこの事態をどう見るのか。

障害者プランが策定されてから法定外の小規模作業所というのは逆にふえているんです。九五年から九六年は二百カ所、九六年から九七年は約三百カ所の増加だった。それに対して、障害者プランが始まって、九七年から九八年で四百十五回所、九八年から九九年で三百五十五カ所。障害者プランが始まるまでよりも障害者プランが始まつてからの方が小規模作業所は伸びているんです。これは、まさに障害者プランはニーズに合っていないから法定外の小規模作業所がふえるという事態になつていて、この目標の問題について、私は九四年に出された「障害者保健福祉施策推進本部検討方針ペーパー（スケルトン案）」、こういう文書を入手いたしました。これは、障害者プラン作成前の段階で基盤整備の目標をどのぐらいに設定するのか、これが読み取れる資料であります。

この中身を見ると、例えば知的障害者のグループホームは人口一万人当たり二カ所つくると。十二万人口分であります。それに対して、障害者プランでどうなつたかというと一万八百人分だと。授産施設、福祉作業所は、このスケルトン案では全部で五千三百三十カ所の目標です。これは人数にすると十八万人分ぐらいになるはずです。それが障害者プランになると六万五千八百人。

これは、生活の場の分野でも労働の場の分野でも、当初皆さんがお持ちだったこういう高い志に比べると、障害者プランの中身というのは余りに志が低過ぎると思いませんか。どうですか。

○政府参考人（今田寛勝君） 御指摘の「障害者保健福祉施策推進本部検討方針ペーパー（スケルトン案）」でございますが、これは平成六年十二月当時、厚生省として障害者保健福祉施策に関する方針案として作成した内部資料でございます。その後の推進方策等について検討するために、厚生省の担当者が作成した内部資料でございます。そういう意味では、厚生省の方針案として正式に提

示されたものではございません。

したがって、スケルトン案に記載されている数値目標につきましては、プランをつくる前でもございましたので、特段目標年次を定めるわけでもなく、また精査をしているわけでもない、仮に設定されたものとして示されたものでありまして、平成十四年度を目指して作成いたしました障害者プランにおける数値目標と比較して御議論いただければ必ずしも適切ではないのではないかと考えております。

○小池晃君 正式な決定ではないというふうにおっしゃいますが、障害者プランよりもはるかに高い基盤整備の水準を当時の厚生省の担当部局の皆さんに胸に抱いていたわけです。それに比べて障害者プランの目標というのは、これは余りに低い過ぎると私は言わざるを得ない。

さらに、別の観点から障害者プランの目標値のあり方を見てみたいんですが、配付資料をごらんいただきたいと思います。

これは、障害者プランの数値目標を新ゴールドプランと比較して、人口規模別に整備目標を案分してみるとどうなるかという資料であります。これを見ますと、障害者プランの市町村での具体化が大変よくれているんですけれども、低過ぎる目標によって計画策定がおくれているという実態が読み取れるんじゃないだろうか。

例えば新ゴールドプラン、これも決して私たちもこのゴールドプランの目標が高いというふうに思つていませんし、大変不十分だというふうにこの間ずっと指摘をしてまいりました。しかし、その低いと思われる新ゴールドプランの目標でも、例えば特別養護老人ホームは人口五万人規模で百十六人の目標になるわけです。一カ所つくれる目標なわけです。二カ所ぐらいいつくれるわけです。しかし、例えば知的障害者の更生施設で見てみると、人口五万人規模で目標に照らすと三十八人であります。さくら、これは一カ所の要件を満たさないわけですね。さらに、障害者プランの増加分ということことでいうとたつた四人ですから、計画を立てろと

言つても、例えば五万人程度の市町村で箱物をつくるうと思つても、障害者プランの目標に照らすと全く目標をつくれないという現実があるわけです。

全体を見ていただいて、箇所数でいうと一を切つてあるところもいっぱいあります。

市町村障害者計画の具體化が大変おくれているということが衆議院の厚生委員会でも問題になりましたが、私は、このように障害者プランの目標自体が非常に低い、このことが市町村の目標の具體化をおくらせている原因にもなっているんじやないかというふうに思いますし、このところから障害者プランの目標が新ゴールドプランなどと比べても余りにも低過ぎるというふうに思うんですが、いかがですか。

これは、先ほども申し上げましたように、当時の待機者あるいは施設の実態等を踏まえて定めたわけではありませんけれども、障害者の方々の福祉サービスのニーズというものに対して、一方で高齢者を対象とした新ゴールドプランについての比較をされたわけでございますが、その場合、対象者あるいは対象となる事業の需要量といつたものが異なつておりますので、新ゴールドプランとの比較ということについては必ずしも適切ではないのではないかとも考えます。

また、御指摘のように、一市町村で一に満たない、計算上そういう施設があるではないかという御指摘であります。が、障害者の施設につきまして、そのすべての多様な施設を一市町村にそれぞれに整備するといふことそのものが現実的ではないと思ひますし、そういうこともありまして、御指摘のように小さな市町村ではそういう施設を持てないということも含めて、なかなか全体像を示す

プランが書きにくいということから、市町村の障害者計画の策定に難渋をしていらっしゃる市町村があることを御指摘のように事実でございます。

こういった障害者の施設については、私どもは、原則として複数の市町村を含みます障害保健福祉区域を単位として、市町村と連携をしながら広域

的に整備を進めていく必要がある、このように考

えております。ということになりますと、そういう整備の方針の中につけて、また、市町村計画も

そういう広域的な形で策定いただくことで、ぜひ全市町村に障害者計画が達成できるように都道府県を通じて指導していきたい、このように考えて

いるところでございます。

○小池晃君 全体として障害保健福祉圏域、これ

を単位にして整備を進めていくんだというふうに

社会復帰施設、精神障害者の社会復帰施設なんか

非常に人里離れたようなところに配置されてしまう例が大変多いわけです。そういう中で広域化を

社会復帰施設、精神障害者の社会復帰施設なんかも

非常に人里離れたようなところに配置されてしま

うりかねないわけであります。

私は、市町村レベルできめ細かい対応ができる、

ボストの数ほど社会復帰施設をというのを障害者団体の声でもありますし、世界の流れでもあるわ

けであります。目標が低くなつてあるから広域圏でないと整備できない、広域圏だから人里離れたとい

うことであれば、これはどんどん悪循環になるわ

けであります。

私は、市町村レベルできめ細かい対応ができる、

目標だというふうにはとても言えないような代物だということは大臣もおわかりいただけると思う

んですね。

九六年十一月十五日の障害保健福祉部長による

「厚生省関係障害者プランの推進方策について」という文書があります。この文書を見ると、障害者プランの目標についての考え方方はこうだというふうに述べられております。「第一に、目標年度である平成十四年度末において、障害者のニーズに対応できるようすることを原則としている。」と。平成十四年度で障害者のニーズに対応するのが原則だ。それで目標をつくつたんだと、そう言つているわけですね。

今までいろいろと論じてまいりましたけれども、大臣、今までの議論をお聞きになつて、現状はどうなのか。今の障害者プランの目標で、これがあと二年で、あと二年後に我が国の障害者関係の基礎整備というものは障害者のニーズにこたえるような、そういう到達に達するというふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 障害者プランの目標は、このプラン作成当時のいわゆる施設待機者の状況であるとか、身体障害者、知的障害者の全国調査の結果などを踏まえまして、平成十四年までのニーズを見込みまして、それをもとにいたしまして、障害者の方々が適切な福祉サービスを受けられるように配慮しながら設定した、こういう経緯があるわけでございます。

したがいまして、プランの目標の水準が大変低いのではないかと、こういうような委員からの御指摘でござりますけれども、私どもいたしましては、現時点において、まずはこのニーズを十分に踏まえながらこのようなプランをつくらせていただいたような次第でございますし、平成十四年度の目標を着実に実施し、達成することが私どもに課せられた使命であると、このように考えてい

きる、今でもそういうふうにお考えなんですかと。つづった時点では、平成十四年度に達成する目標をつくりました、そしてそれに向けて努力しますというふうにおっしゃるんですが、それが平成十四年度、今の目標のままいつて、そして今のベースで進んでいくて、今の時点で検討していた

だいて、こんなになつていただいて、果たして平

成十四年度末の時点で障害者のニーズを満たす、そういう到達に達するとお考えなのかとお伺いし

ておるんです。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 先ほども答弁を申し上

げたところでございますけれども、まずは平成十

四年度の目標を達成するということが先決でござ

ります。そのために、当然のことながら都道府県

あるいは市町村、そして地域の住民の皆さん方の

御理解を得ながら、今御指摘のようなさまざま

な障害者プランの達成のために私どもは努力をして

いく決意でございます。

○小池晃君 この推進方策の第二には何と書いて

あるかというと、「第一に、精神障害者施策につ

いては、退院可能な入院患者等の社会復帰及び自

立と社会経済活動への参加の促進のための基

盤整備を行うことを政策目標として、目標を設定

している」となつてゐるわけですね。要するに、

社会的入院の解消が政策目標で、その目標で設定

したんだと。

では、精神障害者について、社会的入院の解消、

退院可能な患者の社会復帰及び自立、社会経済活

動への参加、これがあと二年後の我が国で実現可

能となるというふうにお考えなんでしょうか。

○政府参考人(今田寛勝君) 障害者の社会福祉の

充実あるいは社会参加の促進につきましては、委

員も御承知かと思いますが、昨年の精神保健福祉

法の改正におきまして一部法定化をする事業も設けました。そういったこともあわせてこの障害者

プランの達成につきまして精いっぱいの努力をし

なければならないと、このように考えております。

○小池晃君 それではお聞きしますけれども、そ

もそも、今までにこの障害者プランが作成され

てから、今年度末に達成される、それが障害者プランの目標設定の

考え方だつたわけですから、そういうふうにお考

えなんですかと。

つづった時点では、平成十四年度に達成する目

標をつくりました、そしてそれに向けて努力しま

すというふうにおっしゃるんですが、それが平成

十四年度、今の目標のままいつて、そして今のが

れが、これまでのところの進捗状況につきまし

て、それが達成される、それが障害者プランの

実現達成に努めるということしかお答えがないわ

けであります。

総理府に来ていただいているのでお伺いした

いんです、この障害者プランには定期的なフォ

ローラップが必要に応じたプランの見直しとい

うことが言われております。これまでフォローラッ

プというのはどのように行われてきているんで

しょうか。

○政府参考人(富澤正夫君) 平成七年に障害者ブ

ランを障害者施策推進本部において定めまして以

降、障害者施策推進本部の会議は何度か開かれて

おりますが、障害者プランの進捗状況につきまし

て審議をするという目的で開催したことはござい

ません。

○政府参考人(富澤正夫君) 平成七年に障害者ブ

ランを障害者施策推進本部において定めまして以

降、障害者施策推進本部の会議は何度か開かれておりません。

○政府参考人(富澤正夫君) は、例え厚生大臣なら厚生大臣なりが見直す必要があります。ただ、今後必要がございました際には障害者施策推進本部の開催も行うことになります。

○小池晃君 だから、その必要があればというのを議は開かれおりません。ただ、今後必要がございました際には障害者施策推進本部の開催も行うことがあります。

○政府参考人(富澤正夫君) は、例え厚生大臣なら厚生大臣なりが見直す必要があります。ただ、今後必要がございました際には障害者施策推進本部の開催も行うことがあります。

○小池晃君 は、副本部長なんだから、その会議を開いてくださいといふに言わない限りこれは開かれないといふことです。だから、定期的に何年かに一回点検して、この中身をきちんと評価するということがされな

第七部 国民福祉委員会会議録第二十二号 平成十二年五月二十二日

○小池晃君 私がお聞きをしているのは、この目標をつくつたときにはその時点でのニーズで目標を立てる。しかし、それがこの目標の時点、

○政府参考人(今田寛勝君) は、精神障害者について、社会的入院の解消、退院可能な患者の社会復帰及び自立、社会経済活動への参加の促進のための基盤整備を行うことを政策目標として、目標を設定している」となつてゐるわけですね。要するに、

○政府参考人(今田寛勝君) 社会的入院の解消が政策目標で、その目標で設定

したんだと。

では、精神障害者について、

い仕組みになつてゐるんですね。

障害者プランの目標数値 자체がそれまでの自然増と言われるような伸び率に比べても大変おくれている、ニーズに照らしてもおくれている、そして達成にはほど遠い分野もいっぱいあるわけであります。障害者プランの最終年まであと二年。当然見直し作業があつてしかるべきなのに、これは今までやられていない、そして定期的にそれを見直すという仕組みになつてない。こんなことでいいんだろかというふうに思うわけです。

大臣にお伺いしたいのですが、先ほども聞いたように、障害者プランが当初目標では「目標年度である平成十四年度末において、障害者のニーズに対応できるようすることを原則としている。」と言つてるのであれば、この平成十四年度におけるニーズに照らして適切なかどうかというとを今の時点でこれを見直すと。そして、足りない部分は緊急に到達状況を点検して、例えば不十分な部分は緊急整備計画をつくるというよなことがやられて当然じゃないかと思うんですね、新ゴールドプランだって最終年に見直しをやつたわけですから。やはりそういう必要があるんではないかと私は思うんですが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 障害者プランでございますけれども、先ほど来答弁を申し上げておるわけでございますが、平成十四年度を目標にいたしまして、今それぞれの障害の種別であるとか内容に応じまして基盤整備を着実に進めているところでございます。

進捗状況でございますが、平成十年度の予算に對しまして、身体障害者の療護施設では一〇一%、それからグループホーム、福祉ホームでは一〇三%になつております。こういう中でサービスについておおむね順調に整備されている、こういふ考え方に対してもございますが、先ほども申し上げましたけれども、障害者に対する相談事業などは必ずしも順調に整備されているとは言えないと、いものもございます。

いずれにいたしましても、私どもはまずは平成十四年度の目標の達成に向けてさらなる基盤整備の推進に努めていきたいと、このように考えていいような次第であります。

害者の皆さん方が納得するとは到底私は思えませんよ。

最初に障害者プランを立てたときに定期的に

ですが、いかがですか。

○政府参考人(今田寛蔵君) 措置から契約へ移行

する際のサービスの提供に対しまして、障害者自

身が必要とされるサービスが受けられないよう

な、いわゆる逆選択も含めて受けられないよう

ことがあります。

この逆選択ということに関しましては、指定事

業者の運営基準において、正当な理由がない限り

サービスの提供を拒否してはならない、このよう

にしておりまして、今後のサービス事業者の指定

に当たりましてこの点に十分配意して対応した

ことっております。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年以上前につくった目標で、現時点で見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

○小池晃君 全く納得できません。だつて、五年

以上前に

つくった

目標で

現時

点で

見直すとい

う必要性を大臣はお考えにならないですか。

する場合が想定できるのではないか、こういうことをかと思います。

その場合に、そういうことが現実にあつてはならないと考えておりますし、そのためにはそこで支払われます支援費、この支援費について今まで一律の積算をやつておりますけれども、今後、この支援費の算定に当たっては重症度を勘案した支援費を設定いたすことによってこういったことを防ぐ必要があるのではないか、このように考えております。

○小池晃君 今のお話ですと、そういうのを逆選択と言ふんです。軽度の人しか入れない、重度の人があつた場合に選んでしまうという場合を、こういうのを逆選択と言ふんです。結局、あれこれ言つけれども、もう明らかにサービス不足なわけですから、申し込みの順番で決めるわけでもない、サービスの緊急性、重要性で決めるわけでもないわけですから当然選択の余地が出てくるんですよ。その中で施設の側が全体の経営をとつてを言われる構造に変えるということは、まさに中で選択をしていくということは十分入り込む余地があるわけですよ。

私は、こういう深刻な基盤整備のおくれのある中で利用契約制度に変えるということは、まさに今言われたような障害の重症度によつて選別するようなゆる逆選択が起つることだらうと思うんです。

大臣にお聞きしたいと思うんですが、前の議論の中では措置の功罪という議論がありました。政府参考人が功の部分は限られた資源の配分といふうに言われたわけあります。措置制度の功として限られた資源の配分というのがある。まさに今の時点でもそういう同じ役割がまだ残つているんじやないか、その役割の必要性といふのはこれだけ深刻なサービス不足がある中で私は決して解消していないといふふうに考へるんですけれども、大臣、いかがでしようか。どのように考へられますか。

保障の給付サービスそのものが、いわゆる戦後の焼け野原の中において、戦災孤児であるとかあるいは所得の低い方々であるとか、こういったような方々を対象にいたしまして社会保障というものが実施されてきたわけでございます。そういう中においては、御案内のように国や地方公共団体からいわゆる給付を施す、こういうようなどちらか

と二つ一的な給付サービスというものが行われてきた。そういう中において、時代の変遷とともに社会保障の給付サービスの享受そのものが一般的になつてしまひました。

そういう中で、今回、一般的な流れの中で、介護保険に象徴されますように、いわゆる利用者と事業者が対等な立場に立つて、そして選択をして契約をする、そういう中でこのよゐる社会保障改革、社会福祉事業法の改正というものを提案させていただきたわけですが、現実問題として大きな流れの中で十分なる給付サービスを受けるにはまだまださまざまな問題点がある。こういったような観点から、一部において、今、障害者の方々などを初めそういったようないわゆる措置制度的なものを残しながら、いざなにいたしましても利用者の皆さん方が今後の社会保障の給付サービスの享受を受ける中において、いわゆる弱者ゆえにいかにしてこういうような儀性にならないか、こういうような観点から特例的にこういったような措置を設けているわけをございます。

ばならない、そしてひいてはいわゆる小さな政府というのもも目指していかなければならぬ。

こうすることも十分に念頭に入れながら、しかし、さりとて先ほど来問題となつてているような問題につきましては、私どもとして、国、地方公共団体としてきちんととした責務を持つということが何よりも必要であると、このように考へています。

○小池晃君 今いろいろ言われましたけれども、私は法案を見ても、今までの政府のやつてきたことを見ても裏づけが全くない議論だと思います。

やはり圧倒的なサービス不足の中で利用契約制度という形にすれば、どうしても弱い立場の障害者、重度の方あるいは経済的負担能力のない方がこればかり捨てられていく危険があるんじゃないかという声が上がるの私は当然だと思います。そういう疑惑、疑惑がきょうの議論を通じてさらに深まつたというふうに思ふんです。

残つた時間で小規模作業所の問題についてお聞きしたいと思うんですが、法定施設の整備が大変おくれてゐる中で大きな役割を果たしてきました。全国五千二百カ所、七万五千人の利用者総数がある。前回、与党の議員も指摘されたように、大変、法のものとの平等に反するような一カ所百十万元という極めて低水準の支援しか今まで行われてこなかつた。このたび、通所授産施設の施設要件を二十人以上を十人以上に引き下げて、小規模通所授産施設とする方向が出されております。

現在、精神障害者の通所授産施設に対しても補助金が出されていると思うのですが、この補助金の性格とその額を教えていただきたい。

○政府参考人(今田寛蔵君) 精神障害者に係る通所授産施設につきましては設備及び運営に関する基準がございますが、これによりまして必要な規模、設備、職員の配置等を定めておりまして、この基準を踏まえて施設の運営に必要な費用について一定の額を補助している、そういう仕組みでございます。

平成十二年度の予算におきましては、この補助額を増強したわけであります。ちなみに平成十二年では、大都市をイメージしていただければと思いまですが、平成十一年には二十人規模で二千四百万円の補助基準額を設けておりましたものを、平成十二年度、今年度から二十人規模で三千五百万程度の補助基準額に設定するということで、百七十二カ所に対して総額二十四億円の確保を行つたところでございます。

○小池晃君 確認したいんですが、今までの小規模作業所への国庫補助はあくまでも奨励金的な性格だった。今後、小規模通所授産施設に認定した場合は運営費補助だと。今までの精神障害者の通所授産施設への補助金も運営費補助だと。ということは、これからくるうとしている小規模通所授産施設に対する補助金と、それから今までの精神障害者の通所授産施設に対する補助金の性格は同じといふふうに考へていひんですね。

てはいるということに対しても活動を奨励するため

に障害者団体を通じて国庫補助をしている、こういう性格のものでございます。

そこで、今回の小規模通所授産施設に對します補助のあり方については……

○小池晃君 それはいいです。それは後で聞きます。

一方で、いわゆる小規模作業所につきましては、

その地域に根差した自主的な取り組みを展開され

と、こういう仕組みでございます。

今回的小規模通所授産施設に対する補助につきましては、小規模作業所の持つよさを失うことなく法定施設に移行できるよう、現行の通所授産施設に比べて緩やかな施設基準を設定することとしたしております。したがいまして、その施設基準を踏まえて施設の運営に必要な費用の一部を補助することを検討していきたいと考えております。

○小池晃君 ちょっと児童家庭局長においでいたとしております。したがいまして、その施設基準を踏まえて施設の運営に必要な費用の一部を補助することを検討していきたいと考えております。

○小池晃君 ちょっと児童家庭局長においでいたとしております。したがいまして、その施設基準を踏まえて施設の運営に必要な費用の一部を補助することを検討していきたいと考えております。

○小池晃君 ちょっと児童家庭局長においでいた

としております。したがいまして、その施設基準を踏まえて施設の運営に必要な費用の一部を補助することを検討していきたいと考えております。

あります。

今、お話をあつたように、精神障害者の通所授産施設には年額二千四百万円の運営費補助が出てます。これは知的とか身体は措置の世界でもっとも法定施設に移行できるよう、現行の通所授産施設に比べて緩やかな施設基準を設定することとしたとしております。したがいまして、その施設基準を踏まえて施設の運営に必要な費用の一部を補助することを検討していきたいと考えております。

○小池晃君 ちょっと児童家庭局長においでいた

としております。したがいまして、その施設基準を踏まえて施設の運営に必要な費用の一部を補助することを検討していきたいと考えております。

ですか、そういう方向で財政当局に厚生省として働きかけていくべきではないですかというふうに考えてるんですが、そのことについての大臣の御所

見、御決意を私はせひ伺いたいと思います。

○國務大臣(丹羽雄哉君) ただいまの小池委員のお考えは一つの考え方として十分承っておきます。

いずれにいたしましても、小規模作業所が障害者の自立に果たしている役割というのは大変大きなものないものにする、これを基準に考えていくと

いうことが当然必要になってくるんじゃないかと思うんですが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 小規模作業所でございまして、障害者の自立であるとか社会参加を促進する上におきまして大変これまで重要な役割を果たしてきていると、このように考えておな次第でございます。

今回の改正におきましては、御案内のように、通所授産施設の規模要件を二十人から十人に引き下げるに至ったわけでございます。小規模作業所の法定施設化を促進することによりまして、

その際、助成のあり方につきましても、従来の小規模作業所のよさを失うことがないように十分に配慮しながら、これからひとつ十分に私どもといたしまして財政当局に対しまして私どもの要望といいうものをお伝え申し上げたいと、このように考えております。

○清水達子君 社会民主党の清水です。

私が初めに申し上げたいのは、今回の改正は部

分的には改善があると思いますが、全体として、

社会福祉の実質を拡充するというよりも社会福祉に回されている国からの財源分配の乏しさをその

ままにしておいて公共の役割を減らしていく、社

会福祉事業者や自主的運営団体には市場原理導入していく、それが結果として利用者の生活や権利をさらに困難にするのではないかと、非常にそ

ういう危惧を私は抱いております。

そもそも社会福祉はいわゆる社会法の分野で

あって、対等な個人同士が取引をするという私の法律といいますか、そういう契約法の分野には入らないものだと思うんです。だからこそ、これままで公共の責任が前面に規定されてきたのだと思い

ますし、これを今回、自由契約の世界に移そうと

いうのであれば、公共の側の最終的な裏づけとか

責任が法律に明記されなければならぬと思いま

す。また、事業者と利用者の間の関係についても、

実質的に対等になるのであれば、その手立て、担

保条項がはつきり規定されていなければならぬ

と思います。

そこで、まず現行法と改正案における国及び地

方自治体の責務に関する規定の変化について伺いたいと思います。

現行法では、冒頭とも言えます第三条に「基本

地方公共団体は、社会福祉法人等と並んで、福祉サービスを必要とする者がこのサービスを総合的に提供されるように事業の実施に努めなければならない」と、きちんと責任が明確にされております。

また、第五条「事業経営の準則」においても、第一項で、国及び地方公共団体は責任を他の社会福

祉事業を行う者に転嫁しないことと念を押しています。

ところが、改正案では、第三条が「福祉サービスの基本的理念」となっているわけです。その条文は、「福祉サービスは」ということなんですが、

その文章には主語といいますか、人的な主語があります。

○清水達子君 主体がありません。つまり、福祉サ

ービスという抽象概念が主語になっていて、現実にそれをだれが担うのか。国や自治体の責任が全く

消えているわけです。厚生省は当然第六条に持つてきたのだとおっしゃると思いますけれども、それは根本的に違うと思います。

改正案で国及び地方公共団体を外した意図は何

なのか、大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 今回の社会福祉事業法の改正におきましては、社会福祉法人が中心と

なって多様な福祉サービスを提供していく、こう

いうことを基本といたしておりますが、当然のことながら国及び地方公共団体はみずから事業を

実施することも含めまして、例えば福祉サービスの提供体制の確保など、こういったものがきちんと明記されておるわけでございます。

これはもう今さら申し上げるまでもなく、いわゆる基盤整備をしっかりとやりなさい、こういうこ

とでございますし、また、今、委員から御指摘がございました福祉サービスの適切な利用の推進に

関する施策、これは御案内のようにサービスの利

用というものをきちんとしていかなければならぬ

いし、当然のことながら支援費であるとかサービ

スの受給者の権利擁護、こういうものを念頭に置

いてこのような規定をさせていただいたわけでござります。

いずれにいたしましても、このように国及び地

方公共団体が実際に行わなければならない責務というものを引き続き明らかにいたしておりますわけでございますし、施策の推進につきましては国及び地方公共団体の責任は現行法第三条の「基本理念」よりもむしろ明確化したものと、このように考えているような次第でございます。

理念」というところの主体から消えたことの方が多いようになっていくことなんですか。第六条で事業者としての国や自治体の責務を定めるのだからいいのだとおっしゃるわけですが、そうであるならば、今度の利用制度のもとでは国はどのような最終責任を負うんでしようか。大臣の明確な答弁をお願いします。

しては、これによつて國あるいは地方公團體が後退をするとか、これによつてサービス提供についていささかでも利用者の皆さん方に不便をかけるようなことがあつてはならないと。こういつたことは同じことでござりますけれども、利用者本位ということを考えれば、より身近な立場に立つて考えていただき、こういうようなことで、これまでの運営から、これから運営につき

証できる、そういう確信がおありなんでしょうか。  
○政府参考人(廣谷茂君) 今回の改正によりまして、措置制度から利用者がみずから選択したサービスについてサービス提供者と対等な関係で、これから利用者が契約を結んでいただくという形に変更するわけでございます。

第三条が、大臣が言わねば、単に事業者の責務を定めたものだというのであれば、現行の社会福祉事業法には社会福祉の基本的推進責任者としての国や自治体の位置づけをした条項はもともとなかったということになるんでしょう。そして、事業法だから、単なる一事業者として国、自治体等を列举していたのが現行法第三条だと言われるんでしょうか。

しかし、現行法第三条の表題を見ていただければ、表題には「基本理念」と明記してあるわけですね。それは、基本理念と言う方が私は法律としではとても大事なことだと思うんですが、どちらが正しいんでしようか、基本理念なのか事業者の責務なのでしょうか。

○清水選子君　利用者本位になることに私は異議を申し立てますけれども、そういう流れの中でこういうような法案を出させていただいたと、こういうことでござります。

（清水選子）　利用者本位になることに私は異議を申さないでください。しかし今回の改正で利用者本位、利用制度にするということは、介護保険や保育もそうなっていますし、これをさらに障害者などに広げようというわけですから、それならばそれをやるためにその前提があるでしょうということなんですね。

確かに、措置制度は、建前としては行政が一方的に対象者を決めて処遇を決める、行政処分だと、それはそういうことでおっしゃる面はあるわけですが

るが制約が当然伴うわけでございまして、例えに申し出があった場合は事業者は断つてはいけないとか、また今回の社会福祉サービス法の中にも委託契約の際のことだけではなくて、いわば利用者をも含めていくという制度がなければ対等の関係にはなかなか福祉の場合はいかない部分があるわけでござります。

このような中で、今回の社会福祉法の中に新しい章を設けまして、地域福祉権利擁護制度の規定や苦情の適切な解決のための規定というものを新設しているわけでございます。

○国務大臣(丹羽雄蔵君) 現行法の第三条における  
ましては、御案内のように「国、地方公共団体、  
社会福祉法人その他社会事業を經營する者  
は、「社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする  
事業の」「実施に努めなければならない。」、こ  
のよう明記されておるわけでござります。第六  
二二〇

るですか。  
○國務大臣(丹羽雄哉君) どちらかというと、この社会福祉事業法に限らず、今までの施策といふものは、福祉に限らず全般的に中央集権的な嫌いがあつたわけでござります。  
今回のこの社会福祉事業法の改正においては、これまで通りに、どこにどう改つておき

す、利用者には選択の自由がなかつたと。しかし、それは建前であつて、やはり実際には必要な人が黙ついても行政が飛んできて非常に手厚く措置してくれたというわけではないんです。

そういう点では、行政は今非常にいかにも反省しているかのようにおっしゃる。反省しているところ

○清水道子君 ですから、そういうような理念だけではとてもだれも安心できないわけです。しかしながら、理念を担保してあるかどうかということになると、それだけでも、それには相当、対等な契約の関係にするには数々の条件が整備されなければなりません。これは不可能だと思うんです。この点は衆議院の肩書きであります。

案におきましては、これをより具体的に明確化いたしまして、先ほども申し上げましたように「国及び地方公共団体は、「福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。」ということで、現行の社会事業法の第三条よりも今度新しく提案させていただいております第六条はより国、地方公共団体の責務を明確化したと、このように受けとめていただければ幸いだと思つています。

より身近に通じるに  
し、そして住民の皆様の方のニーズにこたえられ  
る中において、さまざまな形で地域福祉計画であ  
るとしてその地域の実情を把握  
るとかそういうふた、これはあくまでも義務には  
なつておりますませんけれども、こういうものをおつ  
くりいただきたいと。その方がより地域の住民の  
皆様方の適切な御希望にこたえられる。この法律  
の改正の根底にはまずそもそもそういうような大  
きな流れがあるんだということをぜひとも御理解  
いただきたい。

これらは大事なんです。現実の措置という中でそういう考え方をなくそうというのは私は賛成なんですが、それども、決して現状はそうじやないんです。むしろ逆に、サービスを受けることが必要な人が役所に何度も足を運んでも、必要なサービス量の一一部しか措置されないと、いう人も非常に多いわけです。その限りで、逆に措置制度は利用者の最低限のサービス受給権の歯どめとなってきたというのが現実だと思うんです。

生委員会の参考人のところでも非常に複数の参考人から、ほとんど重大な疑問とか要望が出されている。私なんかも全く同じことを考えるわけです。例えば、能力に応じてと言うけれども非常にひつかかる言葉だと。これは金政玉さんが言っておられたんですが、障害の程度に応じて権利が認められることになりかねないと、そういうことになりましたが、代理受領方式も問題だと。お金が本人を通さないで事業者に流れしていくというのでは対等な契約というのは成り立たない。そこで、この問題をどう解決するかが問題だ。

○清水澄子君 現行より、よりよくなつていいくんですか。国や自治体の責務というのがこの「基本

そういう上に立つてこのようなことをさせていただいたわけでございまして、私どもといたしま

いうときに、今回できた法律で利用者本位と言えるほど事業者と利用者が対等な関係に入れる、保

立たない。これまでと同様に役所の顔色を見なが  
らということがあり得るということをやはり皆さ

んたちは自分の日常の生活の実感の中からそれを  
おっしゃっているわけです。

そういう中で、特に障害者の方たちの所得保障などは、二割ぐらいと言われていますが、所得保障がとてもおくれている。私がこの間お聞きした人は、一ヶ月に一万元の所得しかないと言っていますから、そういう状況の中で事業者と対等な契約関係がどうやつて結べるのか。

だから、本来、契約型のサービスに移行するに当たっては、やはりその前段として所得保障制度の抜本的な見直しをもつと積極的に検討すべきではないか。利用者本位というのは美しい言葉なんですが、それでも、それを担保する施策についてどこまで本当に確信を持っておいでなのか。その点についてひとつ大臣お答えください。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 先ほど來答弁を申し上げておるところですが、さういいますけれども、基本的に

はこれまでの画一的な措置制度から利用契約制度に移行していく。しかし、こういう流れの中において、委員が御指摘のようなさまざまな形で、このいわゆる措置制度から利用制度に移ることによって果たして利用者が真の意味での犠牲にならないかどうかということを御懸念なさって御質問なさつていらっしゃるのではないかと、こう思つております。

そういう観点に立ちまして、私どもは、今回、御案内のような権利擁護事業であるとか、それからさまざま、先ほど局長の方からも答弁を申し上げました事業者の忌避を禁止するとか、指定事

業者制度のサービスの提供を拒否してはならないとか、こういったような形で利用者のサービスとしないですか、こういうものをきちんと守つていかなければならぬ、こう思つておるような次第でござります。

また、当然のことですが、ついでにも、こういったようなことも十分に踏まえながら、やむを得ない緊急の場合に備えまして措置制度もセーフティーネットとして残した、こういうようなないき

さがあるわけでござります。とにかく、これから利用者の皆さん方と事業者の方との皆さんが対等な立場に立つための第一歩であります。今回のことは第一歩である。しかし、その中において委員が御指摘のような問題もありますので、こういったようなことも特例として残させていただいている、このように御理解を賜りたいとお思つております。

○清水浩子君 第一步というの、いつでも第一歩なんですが、その次に伺うときはそれが後退しているんですね。だから、最初のときにはうんともせぬは聞いておきたいんです。これはまた次の機会で伺います。本当に忘れませんよ。第一歩でやったことは、そしたら、その次はちゃんと計画が本筋だと思ひますから、後ほど伺います。

私は時間が余りないので、その次に母子生活支援施設とDVの対応について伺いたいわけです。

この母子生活支援施設というのは、たしか前に名称を変えたのを思い出しましたけれども、普通母子寮と言いますね。現場にいる人たちも母子寮と言わないといわからないですよ。名前だけがいつ変わつて、中身はちっとも変わらないで、名前だけは何かとてもよくなつたような名称になるんですけど、現場の人と話していますと、みんな母子寮としか言いません。ですから、きょうも私は母

子養という言葉を使わせてもらいます、これには母子生活支援施設という名称になつてゐるわけですね。

導大訓練施設とか手話の通訳事業とか、そういう幾つかの新しい分野が追加をされています。私は、

それは大変いいことだと思っております。しかし、私がかねてからここで質問し、主張してきました現在売春防止法の事業として行われている婦人保護事業と婦人相談事業についてですけれども、これが今度の改革でこの社会福祉事業の対象に、事業の中身ですよ、なぜ位置づけられないのかといふことなんです。

現在、この婦人保護事業については、夫からの暴力による、つまらない保護が必要とする生

暴力によるいわゆるエリの保護が必要とする女性を婦人保護対策及び母子福祉対策の一環としてとることで、もう既に現行社会福祉事業の中でいろいろ保護されておるわけです。事業をされているわけです。されけれども、母子寮というのは、本来、母子寮は家庭的事情とか困窮とか、そういう人を保護するはずだったんですが、今の社会の中ではそういうことよりも、暴力を受けた女性の

方が現実は多くなつてゐるわけです。  
ある関東地方の母子寮を見ましたけれども、そこは定員二十世帯のうち九世帯はDVを入寮の直接の理由としております。ここに入っていた一人は、夫が中国帰國者で妻は中国人で子供一人。夫の暴力に耐えかねて福祉事務所に行つて、今は緊急一時保護を経て入所していますけれども、前に

訪ねたときには、あなたの辛抱が足りないんだと追いかけています。だから、利用者本位

などと言つけれども、福祉事務所ですらそういうことが多いんです。それが今度新しい人になつたときにまた訪ねていつたら、あなたはすぐここに入所できますよと教えてくれて、そこに入つている。

それからまた別の例は、夫の暴力で交番に行つて、交番からこの母子寮へ緊急保護の要請を受け入っているわけです。そこで今度は母子寮から逆に福祉事務所に連絡をして緊急保護の手続きをする、それでようやく入ったということなんですが、交番は直接母子寮に要請はしないわけですね。しかし、母子寮は日ごろDVの被害者の危険に備え

て交番に警らを依頼して、いたわけです。こういうふうに、夫の暴力で実家に帰

か、逃げ帰った人とか、そういう人たちのいる場所がなくて、結局母子寮に入所を措置したというケースは、もう今やこれは現実の仕事として存在をしていると思うわけです。

ですから、私はこれはもう社会的なコンセンサスがあると認めるべきだと思いますが、大臣、この事例を見ましても、母子寮の職員が扱っているDVの取り扱いと対処というのは社会福祉事業法に沿った事実にして成り立つて、まるでやないで

○政府参考人(眞野章君) 母子生活支援施設は、先生御指摘のとおり、死別または離婚した母親だけではございませんで、これに準ずる事情にある母親とその児童を入所させて保護する、そしてその自立を促進するということを目的としている施設でございます。いろいろ事情がございましたけ

れども昭和五十七年に私とも通知を出しまして、夫等の暴力により避難してきた母子というのは、の準する事情にある母子に該当するということを明示いたしております。そして、そのための適切な保護を行う。

まして、そういう意味では社会福祉事業法に位置づけとしても明示をされていなかったといま

○清水澄子君 ですから、現実に福祉事業法の枠内での事業が行われているわけですね。  
さらに、母子寮以上にDVの駆け込み先として機能しているのが婦人相談所だと思うわけです。そういう点で見ると、どうしてこの婦人相談所から来る保護を受ける女性たちが二重の法律で、方は児童防護法です。

しかも、私はもつと問題があると思うのは、母子寮というものは児童福祉法の範囲でしょう、この母子生活支援施設というのは。女の人は児童福祉法に入るんですか。夫からの暴力を受けているよ



わかっていることなんですが、あるとすれば、やはり人材養成というのは十年、二十年かかることなので、そういうことでいさか手おくれになつてゐるのではないか。

さう、ヘルパーさんのことについても同僚議員から質問が出ていましたけれども、制度が始まつてから教育をしているというような状況ではいさか遅きに失している。だから、新しく現代社会の中で、救貧的な福祉政策だけではなくて、すべての国民が享受できるそういうふた福祉が必要だし、同時に、本当に措置の必要な養護の児童や何かのためにには措置が残るという、この二本立てでいくことが私は正しいやり方だというふうに思つています。ただ、その体制が果たして準備できなかどうかということになると大変疑問を持つつております、そこがこれらのポイントかなというふうに思つております。

最初に大臣に伺いたいのは、今度、社会福祉法になりますけれども、社会福祉事業法と基本的な理念の違いが果たしてあるのかどうか、特に三条、四条、五条、基本理念を決めたところですけれども、そのところで後退がないのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) まず、今回の社会福祉事業法は、率直に申し上げまして介護保険の、先ほど申し上げましたけれども、どちらかというと追認的な嫌いがなきにしもあらず、こういったことは率直に認めざるを得ないわけでございますが、全体的ないわゆる基礎構造の部分についてこういった見解というものをまとめて、そしてこういったいわゆる社会保障構造改革というものを提案して、そして利用者の皆さん方を本位にして社会保障の給付というものを考えていくべきだと、こういうような認識に立つわけです。

こういうような関係で、先ほどから申し上げておりますけれども、あくまでも利用者と事業者の対等な関係を築くということが何よりも大切なことである、こう考へておるような次第でございます。

改正後の問題は、社会福祉法の基本理念の規定でございますが、福祉サービスにつきましては、個人の尊厳の保持、自立支援、これをまず何よりも目的にする規定を設けておるような次第でござります。

それから、それぞれの地域におきまして、福祉サービスを必要とする方のいわゆるノーマライゼーションが図られるための地域福祉の推進といふものを規定しております。

さらに、それぞれの事業者はサービスの多様性であるとか、あるいは利用者の選択に十分に配慮しながらサービスを提供しなければならない、こういったようなことを規定いたしております。

それから、先ほどから御指摘を受けておるわけでございますけれども、国及び地方公共団体は、今申し上げましたような理念が実現するようになります。

○堂本暁子君 理念としてあるいは政策としては、おっしゃることが実現できれば、今までより度に見合つた内容に法的な整備を整理したと、こらめる必要な施策を講ずる責務があるということのようを考えているような次第でございます。

○堂本暁子君 理念としてあるいは政策としては、おっしゃることが実現するんだと思うんです。それは、おつしやることが実現できれば、今までよりも福祉の質の向上とか、それからもと利用者本位の考え方方が実現するんだと思うんです。

第三者的立場であります。

業者による的確な情報提供、これを整備しなければならない。

と同時に、利用契約の適正化に関する規定の整備というものをきちんととして、いわゆる書面など

で交付の義務づけといふものをきちんととして、後でトラブルが起きないようにしなければならない。

それから、三番目として申し上げさせていただきますのは、福祉サービスの質の向上にかかる規定の整備を図つていかなければならぬ。

そういうことに尽きるのではないかと思つております。

それから、情報とともに、先ほど来私ども申し上げておるわけでございますけれども、やはり福祉サービスの利用の援助に関する規定の整備、つまり権利擁護というものをきちんと担保することが何よりも必要なことではないか。

それともに三番目として当然挙げなければならないことは、福祉サービスに係る苦情の適切な解決に関する規定というものを整備していくなければならない。

つまり、これまでどちらかといふとサービスを行政の方から施されていたといふことで、なかなか言いたいことも申し上げにくい、こういうようなことかなきにしもあらずであつたわけでございまが、こういったような問題、例えば介護保険においては、介護相談員といふようなわ

ゆる事業者と利用者との橋渡し的な役割といふもののがなきにしもあらずであつたわけでございまが、こういったような形で実現をされていくのか、その点について伺わせてください。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 利用者の利益を保護する、この仕組みでございます。

先ほど来申し上げておるわけでございますが、理念は結構けれども実際に果たしてそれが守られるか、こういうことでござりますけれども、まづ私どもが考へております一番大切なことは、何と申し上げましても情報の提供をきちんとしたなければならぬ、こういうことでございますし、事

○堂本暁子君 今の大臣の御答弁に関連して、局長にちょっと細かいことを伺いたいんです。これが非常に大事だと思います。

それからもう一つは、利用者にとってはやはり第三者によるチエック、これもおっしゃつていてますけれども、この第三者によるチエックと情報提供、具体的にどのようなプランを今立てて、具体的にはどうやってやるのか、そのところをお答えいただけますか。

○政府参考人(成谷茂君) まず、情報の提供でございますけれども、まず事業者がみずから情報を開示するように努力をしなければいけないという規定を置いているわけでございます。なんばく、社サービスの利用の援助に関する規定の整備も、財務諸表、事業報告書等につきましては開示義務を課しております。

一方、国、地方公共団体は、福祉サービスを選択していただくに当たつての情報をできるだけ提供するように努力をするという規定も置いているわけでございます。

具体的に国が努力をしている点でございますけれども、これにつきましては、社会福祉・医療事業団におきましてWAMNETというものを既に発足させております。まだ内容は不十分などころがございますけれども、かなり福祉サービスを選択するに当たつてのいろいろな情報が載せられておりわけでございます。

具体的に国が努力をしている点でございますけれども、これにつきましては、社会福祉・医療事業団におきましてWAMNETというものを既に発足させております。まだ内容は不十分などころがございますけれども、かなり福祉サービスを選択するに当たつてのいろいろな情報が載せられておりわけでございます。

次に、評価の問題でございます。

評価は一応二種類に分けて考えております。一つは、事業者みずからが自己評価を行うということでございます。これも法律に明文で努力義務を課しておりますが、自分でサービスの質、内容についてチェックをする、そしてそれをサービスの向上につなげていくということが一つでございます。しかし、これはあくまで、自分でチェックしていくのではやはり不十分なところがございます。第三者が評価をするというシステムを導入しなければならないわけでございます。ただ、サービスの評価の仕方というのはなかなか難しうございます。

ざいまして、まだ我が国でも開発されてはございません。

現在、どのように客観的、また公正に評価すべきかということにつきましては、検討会を設けます。

○堂本暁子君 大臣、いささか後手に回っている印象があるんですね。やっぱり利用という形になつた場合には、外国でも非常にエパリュエーションについては厳しくて、私どもびっくりするほど細かいところまで、一人一人の職員についての評価までインタビューをしてやるというようなことをきらつとやっていますが、それに対してのガイドラインとかマニュアルというようなものとか訓練とか、そういったことがやはり充実してやられていて、専門家もいるということです。これから第三者の評価の教育をやるというのにはいささか順番が逆じゃないかというふうに思いますが、とにかく急いでいただきたいというお願いをいたします。

次に、きょうは直接介護保険の問題はありますけれども、具体的に東京都のある区で利用者が事業者に頼んで全部に断られたというケースを聞きました。それでどうしているんですかと言つたら、本当に路頭に迷っているそなんですけれども、こういったことが身体障害者でもそれから知的障害者でも起りかねないという危惧を抱きます。

介護保険は現実に始まつていて制度なので、実際にそういうふうに路頭に迷つてしまつた場合、これはどこでどういうふうにこれから対応なさるのか、このことについて御答弁いただきたい。

○政府参考人(度谷茂君) 介護サービスの事業者につきましては、事業者の運営に関する基準におきましてサービス提供拒否の禁止規定を置き、正当な理由がない場合には利用の申し込みに応じなければならぬこととしております。例えば、要介護度、所得の多寡を理由とするようなサービスの提供の拒否をしているところでございます。

提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、当該事業所の現員からは利用申し込みに応じれない場合や利用申し込みの居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である場合などでは、地域におけるサービス提供量が十分でないことなどが考えられ、基本的には介護サービスの基盤整備の充実が図られる必要があると考えております。

各市町村において、介護保険事業計画に基づき地域におけるサービスの見込み量を把握し、それを確保するため、地域の実情に応じて基盤整備の方策を講じていくこととされおり、厚生省としてもこのような市町村の取り組みの支援に努めてまいりたいと考えております。

○堂本暁子君 るる私たちが読んだらわかる、書いてあるようなことをお答えいただいでも余り意味がないのであります。そういう中でこれが現実に起こっているその人はどうしたらいいですかと聞いているので、基盤整備している間、介護を受けずにそのまま、例えば食べる物も食べられないまま何か事故が起つたら、それは一体だれが責任をとるのかということを伺つてあります。

○國務大臣(丹羽雄哉君) これは率直に申し上げて、介護保険が導入されるに当つて、保険あつて介護なしじゃないかとか、こういうような御指摘を心配し、懸念する声が多方面からあつたことは紛れもない事実であります。

私どもいたしましては、ゴールドプラン、新ゴールドプラン、そして今度はグループ21という形で、いずれにいたしましても急ピッチで今基盤整備を行つておるわけでござりますし、手を挙げていただけるような市町村においてはよほどのことがない限りはとんどん、例えば施設面においても御要望にこたえるように努力をいたしております

いたいだけるよう市町村においてはよほどのことない限りはとんどん、例えば施設面においても御要望にこたえるように努力をいたしております。それからホームヘルパーなども十七万人から一気に三十五万人ということで、急ピッチで急いでおるわけであります。

個々のケースにおいて大変お気の毒なことについては、やはり現場で親切にそれにかわるようないつては、なかなかサービスというものを御提供しなければならないわけでございますが、何せ始めたばかりでございますし、昭和三十六年に医療保険ができたときも実際問題、医療機関がなかつたんです、御存じだと思いますけれども。駅前あたりに国保の医療機関なんかをつくりまして急遽間に合わせた、こういうような嫌いがありまつすけれども、私ども全力でそういったような御不安がないように努力をしていく決意でございます。

○堂本暁子君 よくわかりますけれども、同時に現実の問題として、きょう、あした、あさつてと困っている方が、実際、東京ですからもうてんてこ舞いのようです。実際にその区の事業者の方に伺つたら、とにかく寝る暇がないぐらい忙しいと。どこも忙しいから、もう手いっぱいととても引き受けられないというのが現状だから、そういう人が出てもそう不思議じやないというふうにおっしゃっていました。

だから、これはこれから基盤整備をして何年とかかるようなことだろうと思ひますけれども、さもなければ数カ月かもしれないけれども、いずれにしても現実の問題として、その場合は行政に言つていくよりしようがないとか、そういうことでそこでコーディネートをどなたかがなさるのかも知れませんけれども、そこに余り深入りしないで、そのことが結局、今度は障害者、特に、介護でさえそういうことが起こつてゐるのですから、今度はもつと重症な身心障害の場合なんかだと、使用者の方が幾つも自由に選べるところがあつて、そのことが結果、今度は障害者、特に、介護選択がいいんですが、逆に、逆選択がもう今既に起つてているということなんですね。

どういう方が選択されているかというと、障害者が軽い人、これは非常に経費が安いから。それから逆に、物すごく手かかる重症の方が拒否されている。これは民間の介入ということになるとある程度仕方のないような発想なのかなと思って、

私は珍しい、非常にそういう世界を知らないものですから、あなるほど、そういう形で差別といふか選別されているんだというふうに思つたんですけど、そういう人を受け入れるには手が足りません。この逆選別、逆選択については厚生省としてはどうに対応なさるおつもりでしようか。

○政府参考人(今田寅彦君) 措置から契約に移行する場合に、一つの契約の場面において御指摘のような場合の対応をどうするかという御指摘かと思います。

これは、介護の運営基準にも同様の規定がございますけれども、正当な理由がない限りそれを拒否してはならないということ、そして実際にそういう正当な理由がなくて拒否されたような場合には、市町村のあつせん、調整の規定、あるいはその指定業者を指定する基準に今違反しているわけござりますので、その事業者を取り消す、こういった対応が一つあるうかと思います。

と同時に、確かに重度な方にに対する措置費と軽度な方の措置費に大きな差がない今の現実から、今後、契約に移つた場合に、それと同じルールを持ち込んだのでは、やはり御指摘のような問題も事業者の都合によつて起こり得るかもしれません。したがつて、そういう意味では、支援費を設定する上で、やはり重度な方、非常にたくさんの手のかかる方、そういう人たちとそうでない方を適切な指導が可能なのではないかということを定めておけば、逆にそれでもつておかず拒否をするということがあつた場合の指導にもある程度のかかる方、そういう人たちとそうでない方を分けて設定する必要がある。そのことを分けて設定しておけば、逆にそれでもつておかず拒否をするということがあつた場合の指導にもある程度のかかる方、そういう人たちとそうでない方を適切な指導が可能なのではないかということをともありますので、支援費の支給の設定の仕方を一方で工夫しながら、その正当な理由に対しても手を守つていただけない事業者に対するあらゆる手段をとつて、この適正化を図る必要があるのかなど、このように考えております。

○堂本暁子君 質問を飛ばさせていただいて、私の通告では十番目のところへ飛びます。民生委員のことについて伺います。

今度は民生委員についてもいろいろ活用することになった。それは、一番大きな理由は、民生委員になつていろいろ意見を言つてみても、それが取り上げられないということが一つ。それからもう一つは、民生委員は福祉に対する意識が比較的薄くて、地方自治体の担当職員も法改正についてもほとんどわかつていない。そういうことで、もっと民生委員がきちんと研修するような、そういうことをすべきである。

ところが、その民生委員はどちらかといえば親睦団体で、民協といふのは民生委員の協議会、そこで何か旅行があるんだそうです。懇親旅行をすると、費用弁償というふうに書いてあるんですけど、れども、何かの費用をいたたく制度があるんですね。どうか、これは県の制度かもしれませんけれども、そしてそれを全部積み立てて懇親旅行に使ってしまう。そんなことをするぐらいならば、これは税金のむだ遣いであつて、その単位の民児協がそれぞれ運営の仕方をもつと変えるべきだということ御意見なんです。そして、各自がもつと専門的な問題について詳しくなるための研修とか、それから実際に民生委員として活動する場合の費用とか、そういうものを使うべきだと、なのに懇親旅行しか行われない。

それから、年代の若い人、大体今、私の調べた資料によると、六十前後が平均のようですねけれども、今まさにドマステイック・バイオレンスの問題とか児童虐待の問題とか、そういう場合にはやはりもつと若い人とか女性問題の解決の視点で行動できるような方が民生委員になるべきだと、どんどん少子化についての予算がついてくると、うけれども、いさざか名譽職であるということのアクセスをいたいたいんです。

それから、これはまた全然違う県の方ですが、その方からも、少子化ということになつたなれば、行なうべきだ、などと、いさざか名譽職であるということのアクスをいたいたいんです。

それで、民生委員は大忙しで、両方の相談の窓口になつてゐる。民生委員は運動会の来賓にまで駆り出されるような形で使われている。

どうもその民生委員というのは、先ほども説明がありましたけれども、あくまでも戦後に出てきた制度なんですね。そして、問題は、身分があくまでも民間篤志家のボランティアである。一方で、今回、先ほど民生委員の法律の改正の部分は非常に小さい部分だということの御説明がありましたがけれども、一方で、行う職務は法的に義務づけられた公務であると。ここにやはり民生委員のあいまいさがあるのではないかというふうに思ひます。

それだけのきちつとした仕事を期待するのであれば、先ほど相談に四十万件乗つてゐるというようなお話をありました。それを繰り返していただく必要はございません。同じ答弁は要りませんから、民生委員がきちつと対応できるよう今回の改正の中で位置づけになつてゐるのかどうか、民生委員にどこまで期待できるのか。赤ちゃんが亡くなつたケースもありましたけれども、それだけではなくて、民生委員が果たしてそれだけ難しいいろいろコーディネートの役を果たしていくのかという疑問を抱きますけれども、この点についてお答えいただきたい。

○政府参考人(辰谷昌義君) まず、現在、民生委員、児童委員の方々が二十一万人もいらっしゃるわけでございます。いわば、この性格自身が公的、半公的というような形でございますけれども、このような準公的な機関が二十一万、それぞれ自宅に構えていらっしゃるわけですから、このような機関というのは我が国では一番きめの細かい制度だらうというふうに思つております。そして、現実に人によつては大変活躍していただいている人もいらっしゃいますし、ただいまファックスの中で紹介されましたようなことも時々耳にすることも事実でございます。

ただ、今回の改正におきましては、私ども、現在も既にこのような活動をしていただいているわ

けですけれども、これから民生委員の活動として期待しております。いわば、地域の実情をニーズをしっかりと把握していただくような体制をとるとか、また援護の必要な人に対し自立を促すように相談に乗っていただき、また援助していたらどうというような、民生委員、児童委員の方々に期待して、また抱つていただきたいという条項を、今回、民生委員法改正以来初めてでございますけれども改正いたしまして、新しい民生委員の活動を期待していきたいというふうに考へているわけでございます。

先生がおっしゃいました活動費につきましては、これは交付税措置でされております。たしか六万円か七万円程度一人当たり交付税措置がされておりますけれども、これは決して今のような有効に使っていただくということではもちろん当然ないわけでございまして、いわば研修に充てていただきとか実際の活動の実費弁償に充てていただきとかそういう趣旨でございますが、私ども、民生委員の研修というものにつきましてはこれからもっと何か力を入れる方法がないのかな、また民生委員の活動、一人ではやはり孤立してしまいますので、いろいろな方々と民生委員同士でネットワークを組んで何かできないかと。もう少し新しい民生委員の活動も、やはり今日の都会のようない状況ですと新しい組み方をしてみないといけないのかなというふうに思っております。新しい何かそういうものができないか、これから検討して取り組んでいきたいというふうに思つております。

○堂本暁子君 では、できるだけ早く脱皮して新しい活力のある方法を考えていただきたいと思いまます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

今回の改正案によりまして、知的障害者の生活あるいは福祉施策にはどのような影響があるのか、そうした観点からまず冒頭お話を伺いましたいと思うんですけれども、知的障害者の問題については、これまで例えば地域での生活を送るための支援のあり方あるいは仕事の問題、さらには更正施設のあり方や権利擁護、たくさん問題がございました。見直しの必要性が多岐にわたっています。いろいろと指摘されてきたわけですけれども、厚生省といたしましては現状における問題点といたしましてどのような認識をお持ちか、まずお伺いいたします。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 今回の改正によります影響についてのお尋ねでございますが、知的障害者福祉法によりまして知的障害者の自立への努力、さらに社会参加への機会の確保についての規定を設けるとともに、国民の皆様方の責務として知的障害者の福祉についての理解や社会参加について積極的に協力していくだけるような規定を設けているところでございます。

こうした理念を踏まえまして、知的障害者福祉サービスにおいて、今、委員が御指摘のようないわゆるサービスを利用するための地域福祉権利擁護事業であるとか、さらに苦情解決の仕組みを設ける、こういうようなことによりまして知的障害者のノーマライゼーションというものを進めていきたいと、こう考えているような次第でございます。

委員もかねてからこの問題に大変御熱心に取り組んでおるわけでございますが、私自身も実は地元の知的障害者の施設を視察したり、北海道の富良野に北の峯学園という大変立派な施設がございまして、そこに体験宿泊した経験もございます。知的障害者の福祉をめぐる問題についてはいろいろ考えさせられるところがございます。具体的には、グループホームであるとか、あるいは相談事業だと、そこには事業の方々が地域で生活していくための基盤が現時点においては必ずしも十分でないと、こういうことであるとか、それから言

今までもなく施設から地域への移行であるとか、なかなか働く口がないとか、こういったような問題、そして結果的には施設の入所期間が長期にわたつて高齢化の問題も大変大きな問題だといふふうに聞いておるような次第でございます。

いすれにいたしましても、この知的障害者に対するさまざまな厳しい状況があるわけでございまが、皆様方と手を携えて知的障害者の皆さん方の真の意味での福祉の向上のために努力していく決意でございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

今、大臣が体験でもつて施設にお伺いをしたという、私も今もずっとと繋げさせていただいているんですけれども、あるところで、議員の方々は視察には来られますけれども、今、大臣のお話を伺いして思い出したんだけれども、上つ面だけすつと見てすぐにお帰りになるから本当にわかつていただいたのかな、理解をしていただいたのかなというお話をこの前もお伺いいたしました。少し前になりますけれども、ゆっくりお食事も召しあがつていてくださいといふことで、じつくり見せていただきましたら、きょうは洗いざらいいろんなことを西川さんにお話をさせていただきますということで、随分いい勉強をさせていただきました。

そこで、今回の構造改革も含めてですけれども、今後どのような考え方でこうした問題を解消するのかということをお伺いしたいわけですね。

今回の改正の趣旨の一つに地域福祉、諸先生方からもたくさん質問が投げかけられたわけですけれども、この推進を掲げられているわけです。これまでの障害者福祉の歴史の中で、障害を持つ人だけが集まつて便利で効率よく生涯を過ごせるそういう施設、例えばコロニーに象徴されるように大型施設でございますけれども、大型主義といつたようなものが相当皆さん方、以前になりますけれどもそちらの方にお伺いいたしまして、施設の方にこれをお伺いしたんです。

今、大臣がおっしゃつていただいたので、こちらの方も似通つたお話になりますけれども、西川さん、私たちの願いは、いつまでもこのようないふたつで生活をしていただくことではありません、できるだけおうちの方へ帰つていただいて、そして御家族と、地域の方々とともに暮らしていただけられるような環境に近づけるようなお仕事でありたいと思います。

では、職員の方々がおっしゃつた言葉を本当に心に重く、そして強く今も残っております。今回の改正におきまして地域福祉の推進という言葉が柱の一つとして大きくなるわけですねけれども、今後、政府が目指すべき地域福祉の姿というものはどういったものであるか、またその中で施設福祉の役割についてもお伺いしたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 言うまでもなく障害のある方も障害のない方もお互いに助け合い支え合つていく、そしてともに暮らしていくというよ

うなノーマライゼーションの理念は大変とういふなります。現に私も体験宿泊をいたしました。そこで、しみじみとこの知的障害者の方々からお話を聞きしたわけでございますけれども、やはり住みなれた家庭あるいは地域で自立支援のためのさまざまなサービスを受けながら生活していく、こういうような強い願いを持つておるわけ

でございます。こういう中で、知的障害者の生活の場でございますグループホーム、こういうものが大変今注目、関心を呼んでいるところでございますが、これを計画的にふやすとともに、ホームヘルパーであるとか生活支援ワーカーをさらにふやすことによりまして地域生活の支援を強化していかなければならぬ、こう考えておるような次第でございます。

さあ、厚生省といたしましては、白河育成園につきましては福島県及び東京都と連携をいたしまして厳正な指導監督を行いました結果、施設を廃止し、法人は自主解散したところでございます。まことにこれが起きたわけでございますけれども、厚生省といたしましては、白河育成園につきましては福島県及び東京都と連携をいたしまして厳正な指導監督を行いました結果、施設を廃止

験者から成ります検討会を設けまして、できますことならば六月中には知的障害者の高齢化の対応を含めまして今後のあり方について一つの検討をまとめたいと、こう考えているような次第でございます。

○西川きよし君 よろしくお願ひ申し上げます。

この利用者の利益の保護に関連をして、施設サービスの質の確保と権利擁護についてお伺いを

したいと思うんです。

近年、障害者の虐待事件がマスコミ等々で報道されているわけですから、大きな社会問題となつてゐるのはもう皆さん御承知のとおりでござ

ります。一九九六年の滋賀のサンクループ事件、水戸アカス事件、さらには福島の白河育成園事件。

福祉の現場で、こういったところでまさかこんな事件が起つたのかと全国の皆さん方は本当に大きな衝撃、ショックだったと思ひます。こうした状況について、まず大臣はどういうふうに感じておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) もう全く同じ認識でございまして、そもそもこういうような職場で、要するに知的障害者の福祉であるとかあるいは雇用に携わる者が、その方々の人権を侵害したり虐待をするということは、私はそういう方はそのよう

な施設や事業を行う資格をもう失っているんじやないか、こう言わざるを得ない。大変残念なことだと思います。

さまざま事件が起きたわけでございますけれども、厚生省といたしましては、白河育成園につきましては福島県及び東京都と連携をいたしまして厳正な指導監督を行いました結果、施設を廃止

し上げたいと思います。

そこで、今回の改正案では、利用者の利益の保

護あるいは福祉サービスの向上、こういった点を充実させることが掲げられているわけですけれども、その中におきまして、例えれば社会福祉協議会、とりわけ都道府県の社会福祉協議会の役割はどのような位置づけとされているのでしょうか。

○政府参考人(辰谷茂吉) 社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を經營する者、社会福祉の活動を行う者が参加する組織でございます。都道府県社会福祉協議会につきましては、今回新たに、まず社会福祉事業に従事する者の養成及び研修、もう一つは社会福祉事業の経営に関する指導及び助言というものを法律に明記しておりますほか、新たに地域福祉権利擁護事業の実施、また福祉サービスに関する利

用者などからの苦情の解決という新たな事業を追加したところでございますほか、新たに地域福祉権利擁護事業の実施、また福祉サービスに関する利

用者などからの苦情の解決という新たな事業を追加したところでございますほか、新たに地域福祉権利擁護事業の実施、また福祉サービスに関する利

用者などからの苦情の解決という新たな事業を追加したところでございますほか、新たに地域福祉権利擁護事業の実施、また福祉サービスに関する利

用者などからの苦情の解決という新たな事業を追加したところでございますほか、新たに地域福祉権利擁護事業の実施、また福祉サービスに関する利

用者などからの苦情の解決という新たな事業を追加したところでございますほか、新たに地域福祉権利擁護事業の実施、また福祉サービスに関する利

用者などからの苦情の解決という新たな事業を追加したところでございますほか、新たに地域福祉権利擁護事業の実施、また福祉サービスに関する利

用者などからの苦情の解決という新たな事業を追加したところでございますほか、新たに地域福祉権利擁護事業の実施、また福祉サービスに関する利

用者などからの苦情の解決という新たな事業を追加したところでございますほか、新たに地域福祉権利擁護事業の実施、また福祉サービスに関する利

的発達障害部会から報告されたものがあるわけです。「知的障害児・者施設における人権侵害に関する訴えの事例」という冊子でございますけれども、一部少し御披露させていただきたいと思います。

一九八八年一月、東京都社会福祉協議会・知的癡呆障害部会（人権擁護委員会）から「知的障害児・者施設における人権侵害に関する訴えの事例」という冊子が発表された。そこには讀む者を驚かせ、そして背筋の寒くなる思いをさせられる事例がたくさん報告されている。

「身体的虐待に附する言及の事例」として二九例があげられているが、そのはじめの事例は「問題行動があるということで、居室に鍵がかけられている。閉じこめられ床に転がされているだけで室内で放尿するなどしているために臭いものひどい」一番目は「問題行動のせいいか施設で体罰を受けている。問題行動の度にお咎めをすえたり、線香を直接皮膚におしつけたりされると、火傷の痕がみつかる。あまりのことに退所させた」という事例である。そのあとには「居室のスリッパをはいたまま所に入つたところ、顔を平手打ちにされた」「食堂でバニック状態となり食物を投げ捨てたのを見た職員が、いきなり近寄つて幾度か殴打した」「多動な利用者を大のようにならざり地面に昼食がおいてあつた。また同施設では昼食の強い人を一日間木に吊し何も食べさせず、導員一二三名が木刀で殴つて正座させた。この三日目になんでも食べるようになつたと偏食の矯正例として発表している」「利用者がバニックをおこして実習生の類をつねつたところ、指導員一二三名が木刀で殴つて正座させた。この木刀は名刀正宗と命名され、体罰の時に使用されるということであった。

○政府参考人(今田寛陸君) 今、例示をお示しいただきましたとして、大変胸の痛む気持ちが改めていただけだと思います。

御指摘の事例につきましては、東京都の社協の職員の啓発あるいは研修のための冊子、その一部であると承知をいたしております。知的障害者や障害児の福祉を守るべき施設において今おつしやったようなことが本当にあつてはならない、そう考える次第であります。

ただ、あえて申し上げますと、この冊子が施設関係者みずからによって今後こういったことをなさうとしての取り組みの一環として作成されたということは一つの教いでもないかなと、このようないい感じもいたして次第でございます。いずれにしても、このようないいことがあってはならないということに何ら変わりはないわけでございます。

るんだろうと思いますが、例えば施設職員そのものに人権に関する意識、こういったものが必ずしも徹底されていないんじゃないかな、あるいは施設が外部と隔てられていて独善的な運営に陥りやすい環境に置かれているのではないか、あるいは最もふさわしい援助技術というものをどうやっていくかという技術的向上のための技術研修というのが果たして十分行われているのかどうか。幾つかの理由があろうかと思いますけれども、そういう点を私どもも重要な視点としてとらまえる必要があるのではないかと、かようと思つております。

これまで都道府県を通じましてそういう人たちがいるのは、職員に対する研修等指導しているわけでござりますけれども、このような人権侵害をまさに根絶するという方向に向けて一層の取り組みが必要ではないかと考えております。

今回の法案におきましては、一つはそういうことがあつた場合の苦情解決の仕組みを制度化した

こと、それから一つは事業者みずからが質を評価

する仕組みを導入してもらおう。とりわけ第三者による評価もあわせてこれを実施する。こういったことによりましてその施設における処遇について厳しいチェックが行われるよう準備をいたしている次第であります。この施設サービスの評価

基準の中には、体験でありますとかその他の人格侵害防止に係ります項目を当然この中に入れておる次第でございます。

して使用していくたまいで、それまでの旅館で人情侵害の防止に真剣に取り組んでいただけのよう、今後とも私ども努力していくかたいと考えております。

西川きよし君 とも 徒々書いた  
てありがとうございます。  
目を通させていただきまして、ぜひ自分もこの  
資料をお願いしたいなということで東京都の杜協  
の方にもお願いをいたしましたけれども、これは

だめだということでお断りされました。プライバシー保護の問題等々がある、資料そのものにも問題があることから資料は出せないというお返事をいたただいたんです。

この本に書かれている内容ですけれども、この事例について提供を受けるに当たりましては、情報源の秘密を確約し、施設名を告げることを求めなかつたとされているわけです。つまり、新聞で

報道されたり告発をされたことのない福井現場の実例であるわけです。

り方、それによつては利用者により正確な情報を提供するというような点に大変大きな影響を与えるのではないかなどとかえつて危惧をいたしますけれども、この情報の収集そして情報の提供、さら

にはプライバシーの保護、こういった点をどのようにお考えであるのか、また調整などをどういう

ふうに対応されていかれるのか、再度厚生省の方  
がつら等えと、ござけこうと思ひます。

○政府参考人(炭谷茂君)　ただいま西川委員から御紹介されました事例というのは虐待の事例でございまして、まさに法律違反に相当するような事案じやなからうかというふうに考えるわけでござります。

このようないきましては、やはり単に社  
協段階にとどまるわけではなくて、むしろ都道府  
県が乗り出すべき事案も中には多いんじゃないの  
かなというふうに思つております。もし社会福祉  
基盤など、このような情報と等に易きは、こしよ部

関係会社とのつながり性質を活かせば、これで新規道府県に通報するとか、また通報してしかるべき措置を求めるというようなことも必要ではないのかなというふうに思います。

だらうと思います。例えば、いろいろなサービスの仕方が不十分であるとか、そういうようなものにつきましては、むしろその施設に対してもいろいろな指導を行うというような取り扱いもあるうか

と思います。  
しかし、これからはやはり情報の提供ということが重要だらうと思います。このような場合、個人のプライバシーを尊重しなければいけない点は

十分留意しなければいけないと思いますけれども、利用者が選択するに当たつて必要な情報はやはりできる限り公表していくような配慮が必要だううと思つております。ですから、両者を必要とする方に、二種類の選択肢を用意する事例がここに

いかに説明させてしゃくか、それをわざとちとちと  
考へていかなければいけないのかなといふふうに  
思ひます。

いから、ここが一番いいからというようなお勧めでお世話になつたと思うんですけども、そういうふた場合に、情報の提供を行う機関の責任等々というのははどういうふうにお考えなんでしょう

○政府参考人(炭谷茂君) か。ぜひお答えをいただきたいと思います。

た事例というのも知的障害者の事例でございまして。知的障害者につきましては、知的障害者福祉法第十三条におきまして、福祉事務所が「知的障害者の福祉に関する必要な実情の把握に努める」と。また「知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと」というような業務を行う旨が規定されているわけでござります。

先生が指摘されました事例について福祉事務所がどのように業務を果たしたのか、つまびらかには存じませんけれども、もし不十分なことであれば大変問題であろうというふうに思います。

今回の改正におきましては、福祉事務所もやはり地域福祉なり利用者への支援のためにいろいろと努力をしていただくことが重要であると思思いますので、これからこの適正な実行ということについて徹底を図つてしまいりたいというふうに考えております。

○西川きよし君 どうもありがとうございました。

今御答弁いただきましたその福祉事務所の責任、あり方というのも本当に難しいことだと思いませんが、どうぞよりよい方向にお願いを申し上げたいと思います。

苦情の申し出、解決の仕組みについてお伺いをしたいわけですねけれども、これまでの事件が明らかとなるこの背景の一つに、先ほど御紹介させていただいた文もそうですねけれども、内部職員の告発ということが大変大きなきっかけになっている事例が少なくないと思うわけです。しかし、そのことによって、施設内においても攻撃だと批判、そしてだれが言つたのかというようなことが大体少しずつわかつてくるというような内容のお話をうなづかせるのが、そういう部分はこれからどういふふうにお考えでしょうか。今回いろいろと目を

通させていただきまして、なお一層こういう方がふえていただくことはありがたいんですけども、この方々をどういうふうな形で守つていかれるのか。

○政府参考人(炭谷茂君) 施設において虐待が生ずる事例を見てみると、これは大体施設の閉鎖性というところが大変多くございます。例えば、ボランティアを積極的に入れている施設においてこのような虐待が起こることは極めてまれでございます。いわば世間の風を入れる、風通しをよくするということが大変重要なことではないのかな

といふように思っております。ですから、職員の方々がそれぞれ問題意識を持ってそれを外部に訴えていくといふことも施設の質を高める、また、このようないいふに思つております。

ですから、ある意味ではこのようないいふに思つております。これは大変結構なことではないのかなといふふうに思つております。

というような、違法と言つていいんだろうと思うんですけども、もしそのような事態があれば、やはり都道府県もしくはその窓口である福祉事務所が対応してしかるべき措置を行うということも重要だらうと思いますし、また職員同士の研修会というものを施設をまたがりましていろいろと設けております。そのような職員の研修、ということで大変役立つのではないのかなというふうに思つております。

以上のようなものもこのようないいふな事例の研究会というのもこのようないいふな事例の研究ということではあります。そのような職員の研修、というものが、研究会というのもこのようないいふな事例の研究ということではあります。そこで大変役立つのではないのかなというふうに思つております。

○西川きよし君 せひよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

こうして自分がいろいろ御質問をさせていただきますても、こうして質問することは簡単ですけれども、これが全国津々浦々、そういう現場でお仕事をされている皆さん方のところに本当に伝わるまでは随分時間もかかるわけですし、最前線

でお仕事をしていらっしゃる方は本当に大変でござります。どうぞよりよい指導をお願い申し上げたいと思います。

今回、サービスの質の向上ということも掲げら

れておりますけれども、やはりそれぞれの職員の方々はそれぞれに志を高く持つて職場につかれまして、多くの方々が本当に、さもあればこういう時代というんでしようか、どうしてこういう仕事を僕らはやつているのかなというふうなお話をお伺いすることも多々ございます。そして、どうぞ頑張つてください、最前線で頑張つていらっしゃる皆さんがたくさんいるほど、僕たちも

今もずっと続けさせていただいているんですけれども、たまには休みたいな、仮病を使って休もうかなと思うようなときもあるんですけども、そういう人たちのことを考えますと、とてもではないかな

ですけれどもそういうことにはなりません。ある調査結果では、決して少なくない方がいる体罰をした経験を持っているということも明らかにされておりますし、こうした施設で働く方々のお話を伺いをいたしますと、ある女性の職員の方ですけれども顔がはれているわけです。

そして、どうしたんですかとお伺いをいたしますと寮生に殴られたということですけれども、こんなことは日常であつて、絶えず危険を感じながら

逆に、そつたことが毎日の生活、仕事の中でストレスにもなつていて。現実にその方も利用者に私も手を出したことがあるというお話を正直に僕にはお話をしてくださいました。たくさんこういふ方ともいらっしゃいます。たくさんと言つたら語弊があるんですけども、何人かはいらっしゃいました。

確かに、体罰などは絶対に許されないし、あつてはならないことですけれども、しかし厳しい労働環境の中でもそういった基本的なことでさえも麻痺をさせてしまうという環境が現実にあるわけですね。労働環境の改善や能力の向上を目指す職員に対する配慮、そういう面についても十分な検討をしていただきたいと思います。

○西川きよし君 よろしくお願ひします。

○委員長(狩野安君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、アレルギー性疾患対策の早期確立に関する請願(第一三五七号)(第一三五八号)

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願(第一三五八六号)

一、障害者のための介護保険制度の改善等に関する請願(第一三八四号)

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願(第一三八六号)

一、臓器移植法の見直しに関する請願(第一三

人に御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(炭谷茂君) 福祉サービスにかかる職員の労働環境の改善のための施策といたしましては、今年一月から創設されました国家公務員施設や民間施設が希望する場合は、その移行が可能になるよう措置費や補助金について所要の予算を確保しているところでございます。

第一点といたしまして、労働基準法の改正により年次有給休暇の付与日数の引き上げが実施されたことに伴い、それに応じた引き上げについての措置費の手当でも行つてているところでございま

す。また、第三番目に、職員の福利厚生のために、福利厚生センターにおいて健康相談、保養所の優待割引等の各種事業を実施しているところでございます。

以上のよう労働環境の改善のための施策を講じているわけでございますけれども、今後ともその拡充について努力してまいりたいというふうに考えております。

○西川きよし君 よろしくお願ひします。

○委員長(狩野安君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

八七号)

一、アレルギー性疾患対策の早期確立に関する請願(第一三九五号)

一、臓器移植法の見直しに関する請願(第一四〇六号)

一、障害者のための介護保険制度の改善等に関する請願(第一四一一号)

一、介護保険の緊急改善、医療費自己負担引上げ反対に関する請願(第一四二二号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四三八号)(第一四三九号)

一、介護保険の緊急改善、医療費自己負担引上げ反対に関する請願(第一四四〇号)(第一四一一号)

一、介護保険の緊急改善、医療費自己負担引上げ反対に関する請願(第一四四一号)

一、介護保険の緊急改善、医療費自己負担引上げ反対に関する請願(第一四四二号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四四三号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四四四号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四四五号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四四六号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四四七号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四四八号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四四九号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五〇号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五二号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五三号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五四号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五五号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五六号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五七号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五八号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五九号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五〇号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五一号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五二号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五三号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五四号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五五号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五六号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五七号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五八号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五九号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五〇号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五一号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五二号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五三号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五四号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五五号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五六号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五七号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五八号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五九号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五〇号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五一号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五二号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五三号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五四号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五五号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五六号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五七号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五八号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第一四五九号)

五ノ一六七 萩沢祐希外八百十一

名紹介議員 松崎 俊久君

この請願の趣旨は、第一一三八号と同じである。

婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願

第一三八六号 平成十二年四月二十八日受理

第一三八七号 平成十二年四月二十八日受理

第一三九六号 平成十二年五月一日受理

第一三九七号 平成十二年五月二日受理

第一三九八号 平成十二年五月三日受理

第一三九九号 平成十二年五月四日受理

第一四〇〇号 平成十二年五月五日受理

第一四〇一号 平成十二年五月六日受理

第一四〇二号 平成十二年五月七日受理

第一四〇三号 平成十二年五月八日受理

第一四〇四号 平成十二年五月九日受理

第一四〇五号 平成十二年五月十日受理

第一四〇六号 平成十二年五月十一日受理

第一四〇七号 平成十二年五月十二日受理

第一四〇八号 平成十二年五月十三日受理

第一四〇九号 平成十二年五月十四日受理

第一四一〇号 平成十二年五月十五日受理

第一四一一号 平成十二年五月十六日受理

第一四一二号 平成十二年五月十七日受理

第一四一三号 平成十二年五月十八日受理

第一四一四号 平成十二年五月十九日受理

第一四一五号 平成十二年五月二十日受理

第一四一六号 平成十二年五月二十一日受理

第一四一七号 平成十二年五月二十二日受理

第一四一八号 平成十二年五月二十三日受理

第一四一九号 平成十二年五月二十四日受理

第一四二〇号 平成十二年五月二十五日受理

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第一一三八号と同じである。

介護保険の緊急な改善に関する請願

第一四三八号 平成十二年五月十一日受理

第一四三九号 平成十二年五月十二日受理

第一四四〇号 平成十二年五月十三日受理

第一四四一号 平成十二年五月十四日受理

第一四四二号 平成十二年五月十五日受理

第一四四三号 平成十二年五月十六日受理

第一四四四号 平成十二年五月十七日受理

第一四四五号 平成十二年五月十八日受理

第一四四六号 平成十二年五月十九日受理

第一四四七号 平成十二年五月二十日受理

第一四四八号 平成十二年五月二十一日受理

第一四四九号 平成十二年五月二十二日受理

第一四五〇号 平成十二年五月二十三日受理

第一四五一号 平成十二年五月二十四日受理

第一四五二号 平成十二年五月二十五日受理

第一四五三号 平成十二年五月二十六日受理

第一四五四号 平成十二年五月二十七日受理

第一四五五号 平成十二年五月二十八日受理

第一四五六号 平成十二年五月二十九日受理

第一四五七号 平成十二年五月三十日受理

第一四五八号 平成十二年五月三十一日受理

第一四五九号 平成十二年五月三十二日受理

第一四五〇号 平成十二年五月三十三日受理

第一四五一号 平成十二年五月三十四日受理

第一四五二号 平成十二年五月三十五日受理

第一四五三号 平成十二年五月三十六日受理

第一四五四号 平成十二年五月三十七日受理

第一四五五号 平成十二年五月三十八日受理